

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成22年度に係る業務の実績に関する評価 全体評価

＜参考＞ 業務の質の向上：A 業務運営の効率化：A 財務内容の改善：A

①評価結果の総括

- ・第2期中期計画の達成に向けて概ね順調に進捗している。（【Ⅱ-(2)-(1)】のみB評価で、その他はA・S評価である）
- ・特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究、研修等に取り組み、十分な成果を挙げている。
- ・インターネットによる講義配信の充実が図られ、教員の資質向上に大きな役割を果たしていると認められる。また、学校コンサルテーション機能を充実させるための教育相談データベースに関する取組においては、各都道府県のセンター等に働きかけ「教育センター相談連携連絡協議会」を開催するなど、各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献する取組は評価できる。
- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づく取組や総人件費改革、給与水準の適正化等、政府方針に対応した取組が適切になされている。

①平成22年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

(1) 事業計画に関する事項

- ・教育現場のニーズ調査により把握したニーズや寄せられた意見を参考に研究テーマが設定されていることは評価できる。今後、研究成果の普及の観点から、研究成果が十分活用されているかどうかについて、一層の実態把握に努める。（項目別－p11p12参照）
- ・各都道府県の特別支援教育推進に関する指導者養成に寄与する研修を実施し、受講者や教育委員会に対するアンケート調査結果から、十分に成果をあげていると認められるが、特別支援教育研究研修員制度については、定員充足率が85%を下回っており、その在り方の見直しを早急に進める必要がある。（項目別－p15p16参照）
- ・教育相談データベースの充実各都道府県の教育相談機能の強化に寄与するものであるが、各都道府県の教育センター等の協力を得て、その充実・利便性の向上を図り、効果的運用を推進していく必要がある。（項目別－p35参照）

(2) 業務運営に関する事項

- ・保有する財産の必要性について不断の見直しを進めることが求められる。職員研修館の見直しについて検討を進めていく必要がある。（項目別－p62参照）
- ・ラスパイレス指数は100%を下回っており、適正な給与水準にあると認められるが、引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくべきである。（項目別－p56参照）

(3) その他

- ・特になし

③特記事項

- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づき、その所有する財産については、保有の必要性について不断の見直しを進めていくこと。

文部科学省独立行政法人評価委員会
初等中等教育分科会 国立特別支援教育総合研究所部会 名簿

(委員)

- ◎ 岩井 雄一 十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授、
同大学特別支援教育センター長

(臨時委員)

- 安藤 隆男 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、
大学特別支援教育研究センター長
- 内田 照雄 (社)日本自閉症協会理事、神奈川県自閉症協会会長、
神奈川県自閉症児者親の会連合会代表
- 杉本 由美子 特定非営利活動法人重度身体障害者と共に歩む会地域交流室室長
(前神奈川県立座間養護学校長)
- 古川 勝也 長崎県教育庁特別支援教育室長
- 村林 守 三重中京大学現代法経学部教授

(◎：部会長、○：部会長代理)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成22年度に係る業務の実績に関する評価 項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供	A	A	S	A	A
1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	A	A	A	A	A	特別支援教育に関する情報発信センター機能を強化するために、特別支援教育のナショナルセンターとしての総合的な情報提供体制の充実を図り、特別支援教育に関する研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な基礎的知識・専門的知識等を教育現場等に提供する。	A	A	S	A	A
(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	A	A	A	A	A	5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献	A	A	A	A	A
(2) 評価システムの確立による研究の質的向上	A	A	A	A	A	(1) 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特別支援教育の国際的な情報発信センター機能の充実	A	A	A	A	A
(3) 大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進	A	B	A	A	A	(2) 特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進	A	A	A	A	A
(4) 研究成果の普及促進等	A	A	A	A	A	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A	A	A
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A	A	A	A	A	III 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	B	B	B	B	B	IV 外部資金導入の推進	A	A	A	A	A
(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	A	A	A	A	A	V 会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施	A	A	A	A	A
(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成	B	A	A	A	A	VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—
(4) 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供	A	A	A	A	A	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A
3 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上	A	B	A	A	A						
(1) 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施	A	B	A	A	A						
(2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援	A	A	A	A	A						
(3) 臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進	A	B	A	A	A						

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
収入						支出						決算報告書より
運営費交付金	1,206	1,247	1,252	1,419	1,343	人件費	755	792	717	786	704	
施設整備費補助金	79	58	48	25	32	業務経費	328	325	334	377	480	
受託事業等	2	6	6	5	7	施設整備費	65	58	31	25	32	
研究拠点形成費等補助金	-	-	-	-	-	研究拠点形成費等補助金	-	-	-	-	-	
厚生労働省補助金	-	10	-	-	-	厚生労働省補助金	-	10	-	-	-	
諸収入	11	8	12	41	15	受託事業等	2	6	6	5	7	
消費税還付収入	-	-	-	-	-	一般管理費	61	60	53	60	86	
						寄附金	-	-	-	-	1	
計	1,298	1,329	1,318	1,490	1,397	計	1,211	1,251	1,141	1,253	1,310	

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
費用						収益						損益計算書より
経常費用						運営費交付金収益	1,162	1,167	1,090	1,182	1,275	
業務経費						資産貸付収入	5	4	7	7	8	
人件費	592	655	589	652	593	文献複写料収入	0	0	0	0	0	
事業経費	274	289	287	298	381	受託収入	0	1	1	1	2	
一般管理費						寄付金収益	0	2	0	-	0	
人件費	188	156	145	160	147	補助金収益	-	10	-	-	-	
その他管理費	40	43	41	42	43	資産見返負債戻入	22	19	17	15	15	
減価償却費	68	64	59	57	57	物品受贈益	-	-	-	-	-	
財務費用	1	2	4	3	1	受取利息	0	0	0	0	-	
雑損	-	-	-	-	-	雑益	6	7	10	9	11	
臨時損失	-	0	0	0	0	臨時利益	2	-	-	-	-	
計	1,163	1,209	1,125	1,212	1,223	計	1,197	1,210	1,125	1,214	1,311	
						純利益	34	1	0	2	87	
						目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	
						総利益	34	1	0	2	87	

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
資金支出						資金収入						キャッシュ・フロー 計算書より
業務活動による支出						業務活動による収入						
原材料、商品又はサービスの購入による支出	221	264	247	247	305	運営費交付金による収入	1,206	1,207	1,176	1,260	1,138	
人件費支出	802	753	797	738	796	受託収入	4	1	1	1	2	
その他の業務支出	95	85	91	78	74	寄付金収入	0	2	0	30	2	
国庫納付金への支出	50	-	-	-	-	資産貸付収入	4	4	7	7	8	
投資活動による支出	-	-	-	-	-	文献複写料収入	0	0	0	0	0	
固定資産の取得による支出	92	99	35	35	77	補助金収入	-	10	-	-	-	
その他の支出	-	-	-	-	-	その他の収入	6	7	10	10	10	
財務活動による支出	47	45	41	42	44	投資活動による収入	-	-	-	-	-	
翌年度への繰越金	219	263	277	470	365	施設費による収入	65	58	31	25	32	
						その他の収入	0	2	0	0	-	
						財務活動による収入	-	-	-	-	-	
						前年度よりの繰越金	241	218	263	277	470	
計	1,526	1,509	1,488	1,610	1,661	計	1,526	1,509	1,488	1,610	1,661	

※該当がない項目は、「-」としております。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
資産						負債						貸借対照表より
流動資産						流動負債						
現金及び預金	219	263	277	470	365	運営費交付金債務	40	76	158	205	0	
有価証券	-	-	-	-	-	預り施設費	-	-	-	-	-	
未収金等	1	0	0	0	1	未払金等	172	192	122	230	230	
前払費用	2	4	2	3	0	預り金	8	6	6	14	13	
その他の流動資産	1	1	1	0	0	固定負債						
固定資産						資産見返負債	64	49	36	53	108	
有形固定資産	6,980	6,974	6,781	6,617	6,484	長期預り寄附金	-	-	-	28	28	
無形固定資産	2	2	1	0	14	長期未払金	-	120	75	30	-	
その他の資産	-	4	2	-	-							
						負債合計	284	443	397	560	378	
						資本						
						資本金	6,048	6,048	6,048	6,048	6,048	
						資本剰余金	839	721	584	445	313	
						利益剰余金	34	35	35	37	124	
						(うち当期未処分利益)						
						資本合計	6,921	6,804	6,667	6,530	6,486	
資産合計	7,205	7,248	7,064	7,090	6,864	負債資本合計	7,205	7,247	7,064	7,090	6,864	

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
I 当期末処分利益						
当期総利益	1	0	0	2	87	
前期繰越欠損金	-	-	-	-	-	
II 利益処分額						
積立金	1	0	0	2	87	
独立行政法人通則法第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-	

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種※	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
定年制研究職員	44	44	44	45	45	
任期制研究系職員	0	0	0	0	0	
定年制事務職員	27	27	27	26	26	
任期制事務職員	0	0	0	1	1	

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の平成22年度に係る業務の実績に関する評価

【(大項目)1】	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 A																					
		H18	H19	H20	H21																		
【(中項目)1-1】	1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	【評定】 A																					
	<p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="403 606 1512 774"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額 (百万円)</td> <td>456</td> <td>521</td> <td>471</td> <td>496</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>32</td> </tr> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。</p>	(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額 (百万円)	456	521	471	496	500	従事人員数(人)	28	29	30	31	32	H18	H19	H20	H21
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額 (百万円)	456	521	471	496	500																		
従事人員数(人)	28	29	30	31	32																		
		A	A	A	A																		

【I-1-(1)】	(1)国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	【評定】 A																					
【インプット指標】	<table border="1" data-bbox="123 1011 1227 1174"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額 (百万円)</td> <td>456の内数</td> <td>521の内数</td> <td>471の内数</td> <td>496の内数</td> <td>500の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>28の内数</td> <td>29の内数</td> <td>30の内数</td> <td>31の内数</td> <td>32の内数</td> </tr> </table>	(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額 (百万円)	456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数	従事人員数(人)	28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数	H18	H19	H20	H21
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額 (百万円)	456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数																		
従事人員数(人)	28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】	<p>① 特別支援教育のナショナルセンターとして、次の研究に重点化して取り組み、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究(例:特別支援教育の推進、拡大教材、手話コミュニケーション、脳科学と教育等) ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究(例:LD、ADHD及び自閉症等の研究、通常の学級に在籍する障害のある子どもの指導に関する研究等) ハ 国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究(例:教育関係法令、交流及び共同学習に 	A	A	A	A																		

<p>係る研究、「個別の教育支援計画」モデル開発等)</p> <p>ニ 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究(例:教育課程、教材・教具の開発等)</p> <p>② これらの研究の推進に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>イ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行い、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。</p> <p>ロ 研究の推進に当たっては、研究課題毎に時限を定めたチーム編成により、「プロジェクト研究」「課題別研究」等として実施するほか、各業務部門(各部・教育相談センター)の所掌業務に深く関わる課題については、業務部門を中心としたチーム編成により実施し、政策的に重要な課題や喫緊の課題に弾力的・機動的に対応する。</p> <p>ハ 研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> ・研究を重点化し実施したか。 ・重要性の高い、または喫緊の課題に対応した研究課題を設定し、研究成果として適切にまとめたか。 ・2年を年限とした研究成果の取りまとめ及びチーム編成による研究を実施したか。 ・研究を効率的かつ効果的に実施するために任期付研究員制度を実施したか。 ・現場のニーズに対応した課題設定を行ったか。 <p>(平成 22 年度計画)</p> <p>① 特別支援教育のナショナルセンターとして推進する事業領域に係る研究については、中期計画の類型(特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究、国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究、障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究)に従って取り組んでいる。平成22年度においては、平成20年度に策定した研究基本計画に沿って、戦略領域を計画的に重点化して取り組むとともに、中期計画の履行に向けて必要な取組を行う。</p>	<p>○ 本研究所の研究活動は、中期計画の類型(特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究、国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究、障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究)に従って取り組んでいる。平成 22 年度においては、平成 20 年度に策定した研究基本計画「特別支援教育推進のための研究基本計画－障害のある子どもの教育の充実を目指して－」(平成 20 年 8 月に発行)に基づき、長期的展望に立った障害のある子どもの教育の在り方、特別支援教育制度の推進・改善に関する総合的研究、各障害種別の教育内容・方法に関する研究など各研究課題を戦略的・体系的に立案し、実施した。(事業報告書 19・20P)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究の実施に当たっては、平成 20 年 8 月に研究所が策定した研究基本計画に基づき、国の政策課題及び教育現場の喫緊に対応した課題等に対応して、具体的にどのような研究課題があるのかを明示して、確実に研究活動が行われているものと認められる。 ・研究課題の企画立案、実施においては、教育現場のニーズ調査を各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させ、研究を深化させたことを評価する。 ・研究種別(A,B,C,D,他)の設定、2年間を目処とした研究成果のとりまとめ等、研究管理体制は体系的でニーズの変化等に対応できる良い仕組みと考えられ、適切に運用管理されていると認められる。 ・研究の重点化及び柔軟な体制による研究の実施と評価は、限られた人的リソースの活用の観点から妥当と認められる。 ・今後、特別支援教育のナショナルセンターとして、教育研究の知見を長期的、継続的に蓄積する研究体制の構築など、さらなる工夫とともに、研究体制の整備のため、特任研究員等の一層の活用が望まれる。 			

<p>② これらの研究の推進に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>平成22年度年限の研究の成果の取りまとめを着実に行うとともに、平成23年度以降も継続する研究については、中間報告を実施するとともに、必要に応じ、研究計画の適切な見直しを進める。</p> <p>また、研究基本計画に基づく研究を着実に実行するために最適な研究班を編成して、以下の研究課題に取り組むとともに、必要に応じて、その他の特別支援教育に求められる研究を行う。</p> <p>・研究課題(略)</p> <p>研究の実施に当たっては、都道府県教育委員会、特別支援教育センター、校長会等に対してのニーズ調査を行い、研究を推進する。</p> <p>③ その他、各部の所掌業務に深く関わる課題については、各部に業務部門を中心としたチームを編成し、次の研究を実施する。</p> <p>1) 特別支援教育の研究・施策の動向と研究活動の評価に関する基礎資料の収集と分析</p> <p>2) 特別支援教育の充実に向けた基本データ等の収集及び連携・協力等に関する基礎的調査</p> <p>3) 障害のある子どもの教育環境を充実するための教育支援機器及びソフトウェアの整備にかかる調査</p> <p>4) 教育相談の充実に向けた国内外機関の実態と基本データの収集に関する調査研究—日本人学校を中心に—</p> <p>5) 発達障害のある子どもの教育に関わる教材教具・支援機器の有用性に関する調査研究</p>	<p>○ 教育現場のニーズ調査を都道府県教育委員会、全国特別支援学校長会など 154 の組織・団体等を対象に、また、障害のある子どもの保護者、団体等のニーズ調査を全国特別支援教育推進連盟(各障害種別の親の会、PTA 連合会、全日本手をつなぐ育成会、自閉症協会等 21 団体)を対象に実施したほか、教員、保護者、社会一般からも Web サイト上での意見募集を実施し、国や自治体、教育現場の意見や要望を各研究班の戦略的・体系的な研究活動の企画に反映させた。(事業報告書 20P)</p> <p>○ 平成 22 年度に取り組んだ研究は、専門研究 A(特別支援教育に関わる横断的、総合的研究)8 課題、専門研究 B(障害種別等に応じた専門的研究)10 課題、専門研究 D(先端的、試験的、萌芽的研究)5 課題、共同研究 4 課題であり、このうち、専門研究 A1 課題、専門研究 B3 課題を特に重要度の高い重点推進研究に指定した。(事業報告書 20P)</p> <p>○ 企画部「特別支援教育の研究・施策の動向と研究活動の評価に関する基礎資料の収集と分析」においては、平成 22 年度に学会等で公表された国内の特別支援教育に関する研究題目を分類・整理し、当研究所で実施する研究課題の企画立案の参考に供した。</p> <p>○ 教育支援部「特別支援教育の充実に向けた基本データ等の収集及び連携・協力等に関する基礎的調査」においては、全国の特別支援学校及び特別支援学級の基礎情報や動向について資料を収集し、当研究所の各研究班及び研究チームに対して基本情報を提供し、各種研究における調査活動の効率化に寄与した。</p> <p>○ 教育研修情報部「障害のある子どもの教育環境を充実するための教育支援機器及びソフトウェアの整備にかかる調査」においては、先進的な特別支援学校、教育センターを訪問するとともに、福祉機器展、関係する学会及び研究会等に参加し、当研究所として設置する i ライブラリー(教育的支援機器やソフトウェアに関する展示室)で所蔵・展示する機器等の選定の資料とした。</p> <p>○ 教育相談部「教育相談の充実に向けた国内外機関の実態と基本データの収集に関する調査研究—日本人学校を中心に—」においては、本研究所の教育相談事業が対象とする日本人学校の実態調査と基本データを収集し、教育相談活動に活用した。</p>	
---	---	--

<p>④ 特任研究員制度の活用 前年度に引き続き、特任研究員制度を実施し、大学等の研究機関と連携して研究を推進する。</p>	<p>○ 発達障害教育情報センター「発達障害のある子どもの教育に関わる教材教具・支援機器に有用性に関する調査研究」では、発達障害のある子どもの教育的支援に実際に有用な教材教具・支援機器に関する調査を実施し、発達障害のある子どもの教育に役立つ教材教具や支援につながる可能性のあるものを収集するとともに、情報を提供した。(事業報告書 24P)</p> <p>○ 研究所における研究機能の高度化を図るため、平成 19 年度より、重点推進研究、専門研究その他研究において必要とされる分野の専門家が、研究スタッフとして研究に参画する特任研究員制度を実施している。平成 22 年度においては、専門研究Aの 1 課題において 2 名の特任研究員を委嘱した。(事業報告書 25P)</p>	
--	--	--

【I-1-2】 (2) 評価システムの確立による研究の質的向上		【評定】																					
【インプット指標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額 (百万円)</td> <td>456 の内数</td> <td>521 の内数</td> <td>471 の内数</td> <td>496 の内数</td> <td>500 の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>28 の内数</td> <td>29 の内数</td> <td>30 の内数</td> <td>31 の内数</td> <td>32 の内数</td> </tr> </tbody> </table>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額 (百万円)	456 の内数	521 の内数	471 の内数	496 の内数	500 の内数	従事人員数(人)	28 の内数	29 の内数	30 の内数	31 の内数	32 の内数	A			
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額 (百万円)	456 の内数	521 の内数	471 の内数	496 の内数	500 の内数																		
従事人員数(人)	28 の内数	29 の内数	30 の内数	31 の内数	32 の内数																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施する。 ② 研究の質の向上、研究の効率的・効果的な実施を図るため、研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を行い、その必要性等について毎年度見直しを実施する。 ③ Web サイト上にフォーラムを設置するなど、情報通信技術を活用し、研究課題の企画立案・実施、研究成果のとりまとめに至る工程において、教育現場や研究者からタイムリーに意見や情報収集等を行うシステムを平成19年度までに構築し、平成20年度から運用開始する。 ④ 評価システムについて、適宜、見直しを行い、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについての評価(アウトカム評価)方法や研究エフォートを導入する。		H18	H19	H20	H21																		
		A	A	A	A																		
評価基準	実績	分析・評価																					
<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場のニーズを調査し、得たニーズを反映した課題設定を行ったか。 ・研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているかの検証を行ったか。 ・研究の質の向上等のために内部評価及び外部評価を実施したか。 ・評価システムの見直し、研究成果の提供・活用調査の実施及び研究計画に反映させる手続きの検討をしたか。 (平成22年度計画) ① 研究の事前評価として、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施する。	○ 平成22年度の研究計画に対する教育現場のニーズ調査を平成22年1月に実施した。都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県・政令指定都市教育センター(特別支援教育センター)、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置学校長協会及び外部評価委員の計154箇所等の組織・団体等、障害のある子どもの保護者、団体等のニーズ調査を全国特別支援教育推進連盟(各障害種別の親の会、PTA 連合会、全日本手をつなぐ育成会、自閉症協会等21団体)に意見を求め、全てから回	<ul style="list-style-type: none"> ・教育現場のニーズ調査は、ナショナルセンターとしての研究所が実施する研究の一つとして有効な方法であり、かつ研究基本計画立案や修正に基礎的な資料を提供するものである。調査では、関係機関・団体から意見が寄せられ、有効に機能していると認められる。ただし、教育現場のニーズと研究ニーズは、概念上異なるものであり、両者の適切な使い方とともに、その違いを意識しての取組が求められる。 ・ニーズ調査は、継続していくうちに調査自体がパターン化してしまう恐れがあるので、今後、その点に留意した検討が望まれる。 ・内部評価及び外部評価の実施は、手続き上妥当であり、その意見の反映は着実に進められ、研究の質的向上の改善に結びついていると考えられる。また、外部評価結果で高い評価を得ていることから研究の質的向上が図られていると認められる。 ・評価方法の改善も行われているが、評価の仕方として段階等の量的な扱いのみではなく、より研究の改善に資する定性的な評価の導入などの工夫が今後の課題である。 																					

<p>② 研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を実施し、その結果を、研究班体制を通じて、毎年の研究活動の見直しと改善に反映させる。</p>	<p>答を得ており、うち 134 箇所等の組織・団体等より意見が寄せられた。(事業報告書 26P)</p> <p>○ 平成 22 年度に行われた研究活動について内部評価及び外部評価を実施した。 (内部評価の実施)</p> <p>内部評価については、各上席総括研究員が評価委員となり、研究実施期間を通じて研究の進捗状況を評価する新たな内部評価システムにより、評価を行った。内部評価システムの間接評価は、2年研究の場合は、研究開始年度の10月、3月及び研究終了年度の6月、12月に中間評価を、3月に最終評価を受け、平成 22 年度限りの1年研究の場合には3月に最終評価を受けることとなる。最終評価及び初年度中間評価の対象課題は、平成 22 年度に成果をまとめる専門研究A5課題、専門研究B2課題、共同研究2課題、平成 23 年度に継続する重点推進研究4課題である。中間評価結果及び最終評価結果は、速やかに研究代表者に伝達し、研究実施計画の改善や次年度以降の研究内容、研究実施計画の改善に生かしている。(事業報告書 27P)</p> <p>(外部評価の実施)</p> <p>本研究所運営委員会の下に設置している外部評価部会では、運営委員会会長が指名する運営委員 10 名と運営委員以外の学識経験者 9 名、計 19 名の評価委員を指名して、評価を実施した。</p> <p>評価対象課題は、平成 22 年度に成果をまとめる専門研究A5課題、専門研究B2課題、共同研究2課題、平成 23 年度に継続する重点推進研究4課題である。</p> <p>評価結果は、外部評価結果報告書としてとりまとめ、内部評価と同様に研究代表者に伝達し、研究実施計画の改善や次年度以降の研究内容、研究実施計画の改善に生かしている。外部評価結果報告書は、参考資料に掲載している。(事業報告書 28P)</p> <p>(内部評価結果及び外部評価結果の概要)</p> <p>研究活動の評価については、終了課題においては研究目標の妥当性、研究の達成状況及び研究の成果の観点から、継続課題においては研究目標の妥当性、研究の進捗状況の観点からそれぞれ評価を行い、その結果を踏まえた総合評価を下記の 5 段階の評価で行った。</p> <p>A⁺ (5点):非常に優れている。 A (4点):優れている。 B (3点):普通である。 C (2点):劣っている。 C⁻ (1点):極めて劣っている。</p> <p>(事業報告書 29P)</p>	<p>・Web サイトからの意見募集については、アクセス数に比し意見記述が少ない状況にあり、周知やシステムの継続の他に意見収集を進める工夫が必要である。</p>
---	---	--

③ 教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研究への重点化を図るため、Web サイト上のフォーラム(意見聴取システム)を利用して、研究課題の企画立案(事前)、実施時(中間)、研究成果(事後)をとりまとめる各段階において、教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取する。

④ 評価システムの見直しを進めるとともに、研究エフォート調査結果をもとに研究計画について必要な改善を図る。また、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて、情報を収集するシステムの構築の検討を始める。

○ 教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研究への重点化を図るため、Web サイト上のフォーラムを利用した意見聴取を、①の教育現場へのニーズ調査と同じく平成 22 年度研究計画については、平成 22 年 1 月～2 月の間に実施した。

実施対象は、平成 22 年度に新規に開始を計画していた 14 課題であったが、継続して実施している 13 課題の研究課題についても資料に含め、継続している研究についても意見を表明できることとした。

○ 意見募集の結果

意見募集に当たっては、障害者団体、保護者団体等への周知を行った。

結果、意見募集のサイトを期間中に閲覧した数は 352 件(昨年度は 76 件)であった。研究のページは 143 件(昨年度は 39 件)の閲覧が確認された。具体的な記述のあった意見は、5 件であったが、閲覧数の増加などから今後も、研究所メールマガジン等で周知を行いながら、Web サイト上の意見聴取システムを継続することとする。(事業報告書 30P)

○ 評価システムの見直しについては、平成 21 年度において、研究期間全体を通じて担当評価委員が研究の進捗状況の評価する内部評価システムを確立した。平成 21 年度は、重点推進研究は 2 年目からの適用となったが、平成 22 年度からは、重点推進研究を含め専門研究A及び専門研究Bの全ての研究課題において初年度からこのシステムを適用する対象となった。

新たな内部評価システムでは、1 課題に対して研究所の上席総括研究員 2 名がその評価を担当し、研究の進捗状況を把握する中間評価を行うことで、研究の質の確保を図ることができ、このことが内部評価及び外部評価での高い評価の一因となっていると考えられる。(事業報告書 31P)

○ 研究エフォート調査では、研究職員の全業務時間の中で研究時間とその内訳を調査することで、研究代表者、研究メンバー、所内研究協力者を含めて、研究課題等への人的リソースの適正な配分を図っている。

・研究実施計画書の様式の改訂と研究エフォートを意識したヒアリングの実施

すべての研究実施計画書にそれぞれの研究メンバーの研究エフォート記入欄を設け、前年の研究エフォート調査結果を資料として、人的リソースの観点を含めた事前のヒアリングを実施することで研究の質の向上を図っている。

・内部評価における研究エフォートの履行状況の評価

平成 21 年度から内部評価の中間評価項目に、研究エフォートの履行

	<p>状況を盛り込み、研究分担者の適切な研究参画を担保し、研究の質の向上を図っている。(事業報告書 31P)</p> <p>○ 研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについての情報収集に向けては、全国特別支援学校長会や全国特別支援学級設置学校長協会との連携を深め、これらの団体の研究協議会等に参加し研究成果を紹介したり、調査結果を共同で分析したりする等の取組を進めた。また、研究実施計画書を作成する際に、研究成果の普及方を記載するとともに、内部評価及び外部評価の最終評価の評価項目に、新たに「研究成果の公表」を追加し、研究計画立案、研究成果のとりまとめ段階において、研究成果の教育現場での提供・活用を考慮するよう改善を図っている。(事業報告書 31P)</p>	
--	--	--

【I-1-(3)】 (3)大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進						【評定】			
【インプット指標】						A			
(中期目標期間)	H18	H19	H22	H21	H22	H18	H19	H20	H21
決算額 (百万円)	456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数	A	B	A	A
従事人員数(人)	28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】									
<p>① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校、大学の関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 研究協力者及び協力機関と連携する。 ロ 新たな研究参画者を全国から広く公募する「研究パートナー制度」を活用する。(毎年度、全研究課題の30%以上で実施) ハ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。 <p>② 大学などの基礎的研究と研究所の実際の研究との有機的な連携を図ることにより、実際の研究の質的向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。 ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互協力を行う。 									
評価基準		実績				分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的に研究を実施するため、研究協力者及び研究協力機関と連携を行ったか。 ・研究パートナー制度を活用したか。(専門研究A・Bで30%以上の目標値) ・福祉・医療・労働関係機関・団体と連携を行ったか。 ・大学等の研究機関等との共同研究を実施したか。 ・自閉症教育に係る研究に関する筑波大学附属久里浜特別支援学校との相互協力を行ったか。 <p>(平成22年度計画)</p> <p>① 次のとおり、関係機関との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 研究協力者及び研究協力機関と連携するとともに、適宜、研究協議会を実施する。 ロ 重点推進研究及び専門研究において、研究パートナーを広く募集し、研究を推進す 		<p>○ 重点推進研究、専門研究(A、B、D)及び調査研究において、外部の研究者及び研究機関等の協力を得るとともに、研究課題ごとに研究協議会を実施し、研究を推進した。研究協力者及び研究協力機関の実績は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究協力者(本研究所からの依頼によって、①情報・資料提供、②指導・助言、③共同開発・研究、④開発した指導法・試作の実践、⑤教材開発 				<ul style="list-style-type: none"> ・研究パートナーが30%の目標を達成し、研究協力者・研究機関が確保され、連携・協力体制が図られ研究が進められている。ナショナルセンターとしての研究所が研究を遂行する上で、関係機関と連携協力することは、研究所のみならず、協力機関、協力者にとってもそれぞれの使命を自覚する上で有効と認められる。 ・外部の研究協力者や研究パートナーを活用しての研究活動は有意義であり、積極的に行われているものと認められる。 ・福祉・医療・労働関係機関・団体と連携については、研究テーマに応じて、研究協力者としての参画や共同研究機関としての連携が認められる。 ・筑波大学附属久里浜特別支援学校との相互協力は行われているが、自閉症教育に係る研究面での一層の取組が望まれる。 			

る。(重点推進研究及び専門研究の全研究課題の30%以上で実施)

などを通じて、本研究所の研究に参加する外部の研究者、教職員等。)

重点推進研究	3課題	11名
専門研究A	5課題	33名
専門研究B	5課題	30名
専門研究D	2課題	3名
調査研究	1課題	2名
合計		79名

・研究協力機関(本研究所からの依頼によって、①情報・資料提供、②指導・助言、③共同開発・研究、④開発した指導法・試作の実践、⑤教材開発などを通じて、本研究所の研究に組織として参加する学校等の機関)

重点推進研究	4課題	29機関
専門研究A	5課題	24機関
専門研究B	4課題	8機関
合計		61機関

(事業報告書 32P)

○ 研究パートナーについては、重点推進研究 4課題、専門研究A 7課題、専門研究B 7課題を合計した18課題のうち、6課題において実施し、全課題の33.3%で実施した(平成21年度:38.9%)。この研究パートナーは、本研究所で行っている重点推進研究及び専門研究において、対等な関係で共同研究することを希望する機関を募集する制度で、研究協議会への参加、資料提供及び原稿執筆等を行うこととしている。(事業報告書35P)

② 次のとおり、研究機関と協力し、基礎的研究との有機的な連携を図る。

イ 大学等の研究機関等との共同研究を推進する。

ロ 特任研究員制度の導入により大学等の研究機関との連携を推進する。

ハ 筑波大学附属久里浜特別支援学校との相互協力を一層推進する。

○ 平成22年度に実施した共同研究は4課題で、平成21年度に比して1課題増となった。(事業報告書 36P)

○ 研究所における研究機能の高度化を図るため、平成19年度より、重点推進研究、専門研究その他研究において必要とされる分野の専門家が、研究スタッフとして研究に参画する特任研究員制度を実施している。平成22年度については、専門研究Aの1課題において2名の特任研究員を委嘱した。(事業報告書 36P)

○ 筑波大学附属久里浜特別支援学校との円滑な相互協力を資するため、国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設置し、当研究所と学校との密接な連携のもとに行う実際的な研究及び在学児童等の教育についての相互協力についての連絡調整を行っている。(事業報告書 37P)

【I-1-(4)】 (4)研究成果の普及促進等		【評定】 A			
【インプット指標】					
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22
決算額(百万円)	456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数
従事人員数(人)	28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】					
<p>① 研究成果については、文部科学省等へ提供することにより、国の行政施策の企画立案・実施に寄与する。</p> <p>② 研究活動、研修事業、教育相談活動の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、セミナーを年2回以上開催する。</p> <p>イ これまでの基調講演やシンポジウムを基軸とする構成から、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムに改め、参加者の意見等を集約するなどのフィードバック機能をこれまで以上に強化する。</p> <p>ロ 参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。</p> <p>③ 研究成果のアウトプットとして、報告書の刊行等を行う。</p> <p>イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。</p> <p>ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。</p> <p>ハ 特に重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。</p> <p>ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。</p> <p>④ 研究成果の口頭又は誌上による発表を通して積極的に成果を普及させる。</p> <p>イ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。</p> <p>ロ これらの発表内容をデータベース化し、Webで参照できるようにする。</p> <p>⑤ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。</p> <p>⑥ 情報通信技術の活用による研究成果の情報提供を行う。</p>					
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> ・国の行政施策へ貢献しているか。 ・教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、セミナーを年2回以上開催したか。また、定員充足率90%以上、満足度85%以上を確保したか。 ・研究成果を学会等で発表したか。(年200件以上) ・研究紀要第38巻を刊行したか。 ・研究成果報告書を刊行したか。 ・都道府県等における研究会・研修会へ講師を派遣し、研究成果の普及を行ったか。 		<ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の発信は総じて活発であり、貢献度は高いといえる。セミナーの定員充足率及び満足度、研究成果の学会等での発表の数値目標も達成されている。 ・研究紀要第38巻及び研究成果報告書が刊行され、情報通信技術を活用した手段等により、情報提供が実施されている。 ・都道府県の研修会への講師等の派遣は、平成21年度に比べ大幅に増加し、研究成果の普及に寄与している。 ・研究成果の普及については、研究成果を活用する可能性のあるところに確実に届いているかどうか、また、研究成果が十分に活用されているかどうかについて、一層の実態把 			

<p>・情報通信技術を活用した研究成果の情報提供を行ったか。</p> <p>(平成 22 年度計画)</p> <p>① 重点推進研究、専門研究等の成果及び国内外の特別支援教育動向の調査・分析等を進め、それに基づいて文部科学省等の行政施策の企画立案・実施に寄与する。</p> <p>② 次のとおり、国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ、Ⅱを開催する。 その際、参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。 また、セミナーの実施・改善のためのフィードバック機能を強化する。 イ セミナーⅠ 特別支援教育研究の動向や最新研究</p>	<p>○ 国の施策に関連する協力者会議などの委員として研究職員が参加・協力し、行政施策の企画立案・実施等に寄与した。主なものは、次のとおりである。</p> <p>(文部科学省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会専門委員 1名 ・学習指導要領の改善のための調査研究協力者 1名 ・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議特別支援学校施設部会の協力者 1名 ・教育研究開発企画評価会議協力者 3名 ・教科書特定図書等普及推進事業委員 1名 ・学校教育の情報化に関する懇談会ワーキンググループ委員 1名 ・生徒指導提要の作成に関する協力者会議委員 1名 ・特別支援教育関係教科書等の編集協力者 4名 ・特別支援学校点字教科書の編集協力者 1名 ・特別支援学校点字教科書原典の選定基準の作成等に関する調査研究協力者 1名 ・「教科書デジタルデータ提供の在り方に関する調査研究」に係る技術審査専門員 1名 ・特別支援教育関係事業に係る審査評価委員 1名 ・平成 22 年度特別支援教育課程等研究協議会の指導助言者 3名 <p>(厚生労働省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者施策検討会構成員 1名 <p>(事業報告書 38P)</p> <p>○ 国立特別支援教育総合研究所セミナーⅠ及びⅡを実施した。参加者定員の充足率及び参加者の満足度については、セミナーⅠは、充足率が 92.9%、満足度が 92.6%、セミナーⅡは、充足率が 91.1%、満足度が 94.8%であり、いずれも 90%以上の充足率及び 85%以上の満足度を確保するという目標を達成した。(事業報告書 39P)</p> <p>○ また、平成 21 年度に引き続き、フィードバック機能の強化を図るため、参加者には申込みの際、セミナーで得たい情報や特別支援教育の推進充実についての意見、参加する分科会の内容等に関して記述を求め、全体会及び分科会に反映させた。</p>	<p>握に努める。</p>
--	--	---------------

<p>成果の普及や今日的課題、今後進むべき方向を探るため、研究発表や参加者との研究協議等を実施する。</p> <p>実施時期：平成23年1月27日～28日</p> <p>ロ セミナーⅡ</p> <p>研究所が実施する研究等の成果発表及び研究協議を実施する。</p> <p>実施時期：平成23年2月28日</p> <p>③ 次のとおり、研究成果のアウトプットとして、報告書の刊行等を行う。</p> <p>イ 研究紀要第38巻を刊行する。</p> <p>ロ 平成22年度終了研究課題の研究成果報告書を刊行、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。</p> <p>ハ ガイドブック、マニュアル等を刊行する</p> <p>ニ 教材・教具を試作した場合には公開する。</p>	<p>○ セミナーⅠでは、セミナーへの参加申込みが定員を超えた場合に備え、メイン会場に隣接する別会場で、講演や全体会をリアルタイムで視聴できるよう準備した。(事業報告書 40P)</p> <p>○ セミナーⅠ</p> <p>・メインテーマ</p> <p>「特別支援教育のさらなる進展へのチャレンジ —学習指導要領改訂にあわせて—」</p> <p>・参加者</p> <p>定員は両日とも700名、計1,400名のところ、延べ1,301名の参加を得た(充足率：92.9%)。</p> <p>・参加者満足度</p> <p>アンケートによる参加者の満足度は、「参加した意義があった」の項目において、意義があった61.1%、やや意義があった31.5%で、計92.6%から参加に意義があったとの回答を得た。(事業報告書 41P)</p> <p>○ セミナーⅡ</p> <p>・メインテーマ</p> <p>「特別支援教育の展開と質的向上を目指して—国立特別支援教育総合研究所の研究活動の成果から—」</p> <p>・参加者</p> <p>定員700名のところ、638名の参加を得た。充足率：91.1%うち、一般の参加者(教育・福祉関係機関(学校を除く)、企業、保護者の合計)は、38名であった。</p> <p>・参加者満足度</p> <p>アンケートによる参加者の満足度は、「参加した意義があった」の項目において、意義があった58.5%、やや意義があった36.3%で、計94.8%が参加に意義があったとの回答を得た。(事業報告書 43P)</p> <p>○ 当研究所における教育成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として、研究所が刊行する和文による「研究紀要」第38巻の刊行を行い、文部科学省等関係機関や各教育委員会等に配布した。また、研究所 Web サイト上に掲載し、広く情報提供を行った。</p> <p>・研究紀要第38巻の内容</p> <p>特集テーマ：知的障害教育におけるキャリア教育のあり方に関する研究</p> <p>特集論文 4本</p> <p>投稿論文 3本</p> <p>(事業報告書 44P)</p>	
--	---	--

<p>④ 次のとおり、研究成果を発表する。</p> <p>イ 研究成果を学会等で年間200件以上発表する。</p> <p>ロ 発表した研究成果は、教育現場等で活用しやすい形にデータベース化し、Web サイトで公開する。</p> <p>⑤ 都道府県等における研究会・研修会への講師の派遣等を実施する。</p> <p>⑥ 情報通信技術の活用による研究成果の情報提供を行う。</p>	<p>○ 平成 22 年度終了の以下研究課題については、運営委員会外部評価部会の指摘を反映させた上で、以下の8の研究成果報告書を取りまとめ、文部科学省や各都道府県等に提供することとしている。(事業報告書 44 P)</p> <p>○ 障害のある子どもを支援する立場にある方々の様々なニーズに応えるため、平成 22 年度は下記ガイドブック・マニュアル等を刊行した。(市販したもの)</p> <p>障害のある子どもの教育相談マニュアル —はじめて教育相談を担当する人のために— 定価 1,575 円(税込) 平成 22 年 7 月発行(ジアース教育新社)</p> <p>特別支援教育充実のためのキャリア教育ガイドブック 定価 2,310 円(税込) 平成 23 年 1 月発行(ジアース教育新社)</p> <p>○ 平成 22 年度中に、教材教具として「病弱教育支援冊子 4 種類」、「アクセシブルデザイン パンフレット」、「最軽量・高強度型 白杖」を作成し、公開している。(事業報告書 45P)</p> <p>○ 研究成果の発表数は、279 件であり、形態別の発表数は、単行本 45 件、学術雑誌等 15 件、研究所研究紀要 11 件、世界の特別支援教育及び教育相談年報 9 件、大学等紀要等 2 件、研究報告書掲載論文 36 件、学会大会口頭発表等 115 件、その他が 46 件である。(事業報告書 46P)</p> <p>○ 平成 22 年度に発表した研究成果のうち、重点推進研究、専門研究、調査研究及び共同研究の研究成果については、電子化を図り、研究所 Web サイトで公開する予定である。(事業報告書 46P)</p> <p>○ 都道府県等における研究会・研修会への講師等の派遣は、都道府県からの依頼によるものが 244 件、市町村からの依頼によるもの 117 件、研究会等からの依頼によるもの 65 件の計 426 件であり、21 年度に比して 129 件の増となった。(事業報告書 46P)</p> <p>○ 研究成果については、広く利用できるよう研究所 Web サイトに掲載することとしており、平成 22 年度は、研究紀要及び英文研究紀要 3 点、専門研究の報告書 13 点、重点推進研究 4 点、科学研究費の報告書 2 点、共同研究の報告書 1 点を掲載した。(事業報告書 54P)</p>	
--	---	--

【(中項目) I-2】	2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成					【評定】 A																				
	【インプット指標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>168</td> <td>140</td> <td>118</td> <td>149</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研修事業の事業費用の額である。</p>					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	168	140	118	149	152	従事人員数(人)	12	10	9	10	10	H18	H19	H20
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																					
決算額(百万円)	168	140	118	149	152																					
従事人員数(人)	12	10	9	10	10																					
					A	A	A	A																		

【I-2-(1)】	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上					【評定】 B																				
	【インプット指標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>168の内数</td> <td>140の内数</td> <td>118の内数</td> <td>149の内数</td> <td>152の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>12の内数</td> <td>10の内数</td> <td>9の内数</td> <td>10の内数</td> <td>10の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 第1期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている長期研修(特殊教育指導者養成研修)については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、廃止することとし、各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする「特別支援教育研究研修員制度」を平成19年度から新たに導入する。 イ 研究所の「プロジェクト研究」や「課題別研究」に直接参画する。 ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修内容・方法を改善する。 ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p>					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数	従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数	H18	H19	H20
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																					
決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数																					
従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数																					
					B	B	B	B																		
評価基準		実績			分析・評価																					
・研究研修員制度を実施したか。					・研究研修員制度は、受講者や教育委員会へのアンケート																					

- ・修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてのアンケート調査において一定のプラス評価を確保したか。(受講者:85%以上、教育委員会:80%以上)
- ・設定された受講者数に対する実際の受講者の参加率が、85%以上を確保したか。

(平成 22 年度計画)

- ① 特別支援教育研究研修員制度の実施
各都道府県等において特別支援教育の推進の中核となる教職員を対象に、研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画し研究を行う「特別支援教育研究研修員制度」を次のとおり実施する。

実施期間:平成22年4月14日～
平成23年3月18日

- ② 受講者に対して作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、引き続き年間目標を具体的に設定させた上で提出を求めるとともに、研修の修了直後には、受講者に対し、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均8

- 平成 22 年度の特別支援教育研究研修員制度(当研究所が実施する研究に直接参画し、研究職員とともに研究に取り組み、また派遣元の自治体が抱える喫緊の課題についても、研究職員の指導を受けながら自立的に研究に取り組むいわば「研究する研修員」制度)は、実施要項において、引き続き以下の研究系ごとに募集人員を定め、募集人員は 10 名として照会を行った。

総合的・横断的研究系(重複障害、情報・支援機器含) 3 名程度
推進班、在り方班、移行支援班、重複班、情報・支援機器班の研究課題(継続 4 課題、新規 3 課題)

感覚障害・言語障害研究系 2 名程度
視覚班、聴覚班、言語班の研究課題 (新規 3 課題)

運動障害・健康障害研究系 2 名程度
肢体不自由班、病弱班の研究課題 (新規 2 課題)

知的障害・発達障害研究系 3 名程度
自閉症班、発達・情緒班、知的班の研究課題 (新規 3 課題)

計 10 名

その結果、5 道県教育委員会から、以下の 4 研究課題に、計 5 名の推薦を受け、関係教育委員会と調整を図り、審査の結果、全員を受け入れた。各研究チームにおいては予め受入計画を作成するとともに、研究研修員は、受入研究チームの支援のもと、個別に研究研修実施計画を立案し、研究研修の実施に当たった。(事業報告書 57P)

- 研究研修員に作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、研究研修修了後の翌年度を念頭に、年間目標を具体的に設定のうえ、研修の開始前に派遣教育委員会を經由して、全員が提出した。(事業報告書 59P)
- 研修修了直後のアンケート調査の状況(5 名全員回答)
研修全体の満足度:100%(「とても有意義」「有意義」の合計)

結果から、実施された研修の質は高いと認められるが、特定の都道府県からの参加であり、掲げられた定員充足率が目標を大きく下回っていることから、都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上という観点から、高い評価は与えられない。

・都道府県側には、特別支援教育の核となる人材育成のニーズがあるはずであり、都道府県による違いはどのような理由によるのか、派遣を決定しない理由は何なのかを把握して、今後の制度の在り方を検討する必要がある。

<p>5%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、以降の研修の内容・方法を改善する。</p> <p>③ 受講者の任命権者である教育委員会等に対して作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、引き続き年間目標を具体的に設定させた上で提出を求める。また、修了1年後を目途として、教育委員会等に対し、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、以降の研修内容・方法を改善する。</p> <p>平成21年度受講者について、23年1～2月に実施予定</p> <p>平成22年度受講者について、24年1～2月に実施予定</p>	<p>(1)とても有意義なものである－1名(20%) (2)有意義なものである－4名(80%) (3)どちらかといえば有意義なものではない－0名(0%) (4)有意義なものではない－0名(0%)</p> <p>(事業報告書 60P)</p> <p>○ 特別支援教育研究研修員制度においては、受講者の任命権者に対しても研修成果の活用等に関する事前計画書の作成・提出を求め、派遣元の教育委員会全てから提出があった。(事業報告書 60P)</p> <p>○ 国立特別支援教育総合研究所研修派遣に関する事後アンケート調査(平成21年度受講分)として、研修内容・方法等の充実を図るため、一定期間後に各受講者の研修成果の還元内容・方法を把握するとともに、その活用状況等について任命権者である教育委員会又は受講者の所属長の評価を得るため、平成23年2月上旬に調査を実施した。</p> <p>(アンケート調査の概要)</p> <p>対 象:(調査票1)平成21年度特別支援教育研究研修を修了した者全員 (調査票2)受講者の所属長(学校長等) (調査票3)派遣者(都道府県教育委員会等)</p> <p>内 容:(調査票1)①研修参加に当たっての目的意識 ②職務に役立った研修内容 ③研修成果の還元内容・方法 ④今後の研修についての意見</p> <p>(調査票2) ①受講者が研修成果を教育実践等に反映させているか、その内容 ②今後の研修についての意見</p> <p>(調査票3)①教育委員会における研修成果の還元内容・方法 ②受講者による研修成果の教育実践等への反映状況 ③教育委員会として、受講者の成果報告の機会や成果活用の機会の設定状況 ④今後の研修についての意見</p> <p>(平成21年度特別支援教育研究研修の教委からの派遣者全員を対象とした研修内容・方法等に関するアンケート調査結果では、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているかという問に対して、教育委員会から8名全員について、研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保できた。)</p> <p>(事業報告書 61P)</p>	
---	--	--

④ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるよう必要な措置を検討する。

○ 平成 22 年度特別支援教育研究研修員制度の募集人員については、引き続き、大括りに四つの研究系(総合的・横断的研究系、感覚障害・言語障害研究系、運動障害・健康障害研究系、知的障害・発達障害研究系)のもとに、研究班及び受入研究課題を位置付け、研究系ごとに募集人員を定め計 10 名として、実施要項を決定し、平成 21 年 11 月上旬に各都道府県教育委員会等を対象に募集した。その結果、平成 22 年度は、5 道県教育委員会から、4 研究課題に、計 5 名の推薦を受け、研究研修を実施した。

平成 22 年度特別支援教育研究研修員制度の参加率は、50%(5 名/10 名)で、85%以上の目標は達成できなかった。なお、毎事業年度平均では 58%であった。(事業報告書 62P)

○ この研究研修員制度については、平成 21 年度業務実績の評価等において、その在り方を含め検討することが求められているところである。平成 23 年度からの次期中期目標期間における研究研修員制度の改善・充実を図るため、平成 22 年度においては、派遣元の各都道府県等が行う研究のレベルアップにつながった事例、波及効果等について、これまでの派遣元の県等教育委員会における修了者の状況把握を行った。(事業報告書 63P)

○ さらに、研究研修員制度の在り方を含めた検討材料の一部として、長期間にわたる職務研修制度についての全国的な実情把握のためのアンケート調査を全都道府県教育委員会を対象に平成 22 年 11 月に実施した。

長期間にわたる職務研修制度についてのアンケートから、概ね3/4の都道府県(77%)が、何らかの長期派遣研修制度を実施していること、1 年間の期間を中心に自県等内の教育センター等や大学を中心的な派遣先に行っていること、「研究研修制度」への派遣は、他機関と比較して、自県等外の研修先として最も支持されている研修派遣先となっているものの、多くの都道府県は自県内の教育センター等や大学を派遣先としていることが明らかになった。(事業報告書 64P)

【I-2-(2)】 (2)各障害種別に対応する指導者の専門性の向上		【評定】																					
【インプット指標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>168の内数</td> <td>140の内数</td> <td>118の内数</td> <td>149の内数</td> <td>152の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>12の内数</td> <td>10の内数</td> <td>9の内数</td> <td>10の内数</td> <td>10の内数</td> </tr> </tbody> </table>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数	従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数	A			
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数																		
従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ① 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導性の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための研修を実施する。 イ 障害種別にコースを設け約2か月の期間で実施している短期研修(特殊教育中堅教員養成研修)を、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な内容に改善する。 ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを実施する。 ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 ② カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目について、受講者が事前に履修できるようインターネットを通じた講義配信などを活用する。		H18	H19	H20	H21																		
		A	A	A	A																		
評価基準	実績	分析・評価																					
<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員の専門性と指導性の向上を図る研修を実施したか。 障害種別の研修に関する専門的かつ技術的な内容や研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムの改善を行ったか。(平成22年度計画) 修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてのアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育専門研修は、修了直後及び修了後1年後アンケートのプラス評価の割合、定員充足率の数値目標を満たすとともに、免許法認定講習・免許状更新講習の単位認定等を併せて行うことにより教員免許制度への貢献も果たしており、各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員の専門性と指導性の向上を図る研修が高いレベルで実施されたものと認められる。 特別支援教育専門研修の内容に関しては、最新の研究成果、知見を提供できるよう本研究所研究職員が担当する講 																					

調査において一定のプラス評価を確保したか。(受講者:85%以上、教育委員会:80%以上)

・修了後アンケート等をもとにしたカリキュラム等の見直しを実施したか。

・設定された受講者数に対する実際の受講者の参加率が、85%以上を確保したか。

(平成 22 年度計画)

① 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導性の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実に図るための特別支援教育専門研修を実施する。

(第1期)視覚障害・聴覚障害教育コース
募集人員:40名

実施期間:平成22年5月10日～
平成22年7月9日

(第2期)情緒障害・言語障害・発達障害教育コース

募集人員:80名

実施期間:平成22年9月6日～
平成22年11月11日

(第3期)知的障害・肢体不自由・病弱教育コース

募集人員:80名

実施期間:平成23年1月11日～
平成23年3月16日

募集人員計:200名

○ 受講実績 合計 208名(42都道府県、5政令市、3国立大学、1私立学校)

(第一期) 32名(22府県、1政令市)

視覚障害・聴覚障害教育コース

(内訳)視覚障害教育専修プログラム 12名

聴覚障害教育専修プログラム 20名

(第二期) 79名(33都道府県、4政令市、1私立学校)

情緒障害・言語障害・発達障害教育コース

(内訳)自閉症・情緒障害教育専修プログラム 36名

言語障害教育専修プログラム 5名

発達障害教育専修プログラム 38名

(第三期) 97名(35道府県、5政令市、3国立大学)

知的障害・肢体不自由・病弱教育コース

(内訳)知的障害教育専修プログラム 61名

肢体不自由教育専修プログラム 27名

病弱教育専修プログラム 9名

※知的障害・肢体不自由・病弱教育コースにおいては、専修プログラムのほか、研修期間中に5日間、重点選択プログラムを受講することとしている。

(重点選択プログラムの受講内訳)

①知的発達の遅れを伴う自閉症 59名

②重複障害 28名

③情報手段活用 10名

(事業報告書 65P)

○ 特別支援教育専門研修においては、教育職員免許法施行規則に基づく免許法認定講習を合わせて開設し、専門的知識・技能の深化を図るための専門講義・演習等を受講することにより、当該特別支援教育領域の特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位の修得

義等において反映させて、研究成果の普及にも貢献していると認められる。

・今後も継続的に実施して行くべき研修である。

<p>② 「特別支援教育専門研修」の内容について、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な内容や研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムとしているが、より充実したものとなるよう検討を進める。検討結果は、次年度以降に反映させる。</p> <p>③ 受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう修了直後アンケート等をもとに次年度に向けたカリ</p>	<p>を可能としており、当該免許状の取得に必要な単位を希望する者に対して、単位認定を行った。(事業報告書 65・66P)</p> <p>○ 特別支援学校教諭免許状は、五つの特別支援教育領域(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者)の一又は二以上の領域が指定されて授与されるが、保持している領域に新たな特別支援教育領域を追加することを希望し、一部科目のみ習得する受講者もあった。</p> <p>・単位修得の状況</p> <p>(第一期)研修員 総数 35名(特別支援教育研究研修員3名含む) うち、認定講習履修登録者 29名(研究研修員3名含む) うち、単位取得者 28名(研究研修員3名含む)</p> <p>(第二期)※第1欄・第3欄のみ開設 研修員 総数 79名 うち、認定講習履修登録者 47名 うち、単位取得者 44名</p> <p>(第三期)研修員 総数 100名(特別支援教育研究研修員3名含む) うち、認定講習履修登録者 53名(研究研修員3名含む) うち、単位取得者 50名(研究研修員3名含む)</p> <p>(事業報告書 66P)</p> <p>○ 特別支援教育専門研修においては、平成21年の教員免許更新制の導入に伴い、研究所は免許状更新講習を開設できる機関として文部科学大臣の認定を受け、免許状更新講習も併せて開設した。 対象者は、特別支援教育専門研修の受講者のうち、平成22年度免許状更新講習の対象年齢で受講申込のあった者である。 平成22年度は、必修領域の受講者5名、選択領域の受講者10名の全員に履修認定を行った。(事業報告書 67P)</p> <p>○ 特別支援教育専門研修の内容に関しては、最新の研究成果、知見を提供できるよう本研究所研究職員が担当する講義等において反映させて、研究成果の普及及び充実を図っている。(事業報告書 67・68P)</p> <p>○ 平成22年度に実施した特別支援教育専門研修各期の受講者からの修了直後アンケート等をもとに、カリキュラム等については見直しを進め、平成23年度研修計画においては、一部の講義等を差し替えるとともに、</p>	
--	---	--

<p>キュラム等の見直しを進める。</p> <p>④ 受講者に対して作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、引き続き年間目標を具体的に設定させた上で提出を求めるとともに、研修の修了直後には、受講者に対し、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、以降の研修の内容・方法等を改善する。</p> <p>⑤ 受講者の任命権者である教育委員会等に対して作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、引き続き年間目標を具体的に設定させた上で提出を求める。また、修了1年後を目途として、教育委員会等に対し、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、以降の研修</p>	<p>引き続き、いわゆるリーダー論「学校における組織の活性化と指導的教員の役割」(各期共通、講義・演習:人材開発講師)、「学校(学級)経営の現状と課題」(専修プログラム毎)を盛り込み実施することとした。</p> <p>また、特別支援教育専門研修では、校内での実際の業務や活動の中でより生かせるものとなるよう、受講者の自主性を尊重しながら、少人数のグループ分けによるチームによりひとつのテーマを定期的に話し合い、課題解決に向けた糸口を探り、全体の場で発表する形式の研究協議の時間を設け、この研究協議を重視したカリキュラム編成を引き続き行うこととした。(事業報告書 69P)</p> <p>○ 研修員に作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、各期研修の開始前に提出を求め、派遣教育委員会等を経由して、全員が提出した。(事業報告書 69P)</p> <p>○ 研修修了直後のアンケート調査の状況 (第一期)特別支援教育専門研修 視覚障害・聴覚障害教育コース 研修全体の満足度:100%(「とても有意義」、「有意義」の合計) (第二期)特別支援教育専門研修 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 研修全体の満足度:98.7%(「とても有意義」、「有意義」の合計) (第三期)特別支援教育専門研修 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 研修全体の満足度:99.0%(「とても有意義」、「有意義」の合計) (事業報告書 71・72P)</p> <p>○ 研修修了直後のアンケート調査については、平成22年度も引き続きファクシミリ等による後日での回答を受け付けるなど、回答を促したことにより、高い回収率を維持している。(事業報告書 72P)</p> <p>○ 特別支援教育専門研修においては、各期研修の開始前に受講者の任命権者である教育委員会等に対しても研修成果の活用等に関する事前計画書の作成・提出を求め、派遣元の教育委員会等全てから提出があった。(事業報告書 73P)</p> <p>○ また、国立特別支援教育総合研究所研修派遣に関する事後アンケート調査(平成21年度受講分)として、研修内容・方法等の充実を図るため、一定期間後に各受講者の研修成果の還元内容・方法を把握するとともに、その活用状況等について任命権者である教育委員会又は受講者の所属長の評価を求めるとしており、平成23年2月上旬に調査を依頼した。</p>	
--	--	--

<p>内容・方法を改善する。</p> <p>平成21年度受講者について、23年1～2月に実施予定</p> <p>平成22年度受講者について、24年1～2月に実施予定</p> <p>⑥ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、85%以上となるよう、引き続き年間の研修計画の立案に際して、各都道府県教育委員会等に対してニーズ調査を行い募集人員決定の参考とする。仮に、実際の受講者の参加率が85%を下回った場合には、次年度の研修の受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p> <p>⑦ 受講者の事前学習として、研究所 Web サイトからインターネットを通じ、「特別支援教育の基礎理論」の視聴を引き続き義務づけ、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。</p>	<p>(アンケート調査の概要)</p> <p>対 象: (調査票 1) 平成 21 年度特別支援教育専門研修を修了した者全員 (調査票 2) 受講者の所属長(学校長等) (調査票 3) 派遣者(都道府県教育委員会等)</p> <p>内 容: (調査票 1) ①研修参加に当たっての目的意識 ②職務に役立った研修内容 ③研修成果の還元内容・方法 ④今後の研修についての意見 (調査票 2) ①受講者が研修成果を教育実践等に反映させているか、その内容 ②今後の研修についての意見 (調査票 3) ①教育委員会における研修成果の還元内容・方法 ②受講者による研修成果の教育実践等への反映状況 ③教育委員会として、受講者の成果報告の機会や成果活用の機会の設定状況 ④今後の研修についての意見</p> <p>(平成 21 年度特別支援教育専門研修の教委からの派遣者全員を対象とした研修内容・方法等に関するアンケート調査結果では、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているかという問に対して、教育委員会から回答があった 195 名全員について、研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保できた。)</p> <p>(事業報告書 74・75P)</p> <p>○ 平成 22 年度特別支援教育専門研修の募集人員は 200 名、受講者数は 208 名であり、参加率は 104%である。(事業報告書 75P)</p> <p>○ 平成 23 年度研修事業の検討に当たっては、本年度も平成 22 年 9 月に各県・政令市教育委員会への研修派遣ニーズに関するアンケート調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、平成 23 年度の研修計画の立案を行った。(事業報告書 76P)</p> <p>○ 研究所 Web サイトの情報通信技術を活用した研修コンテンツである特別支援教育専門性向上研修 Web 講座のうち、「特別支援教育の基礎理論」(以下の 6 コンテンツ各 30 分)について、平成 22 年度も引き続き、専用アカウント(ID及びパスワード)の配布によりインターネットを通じた研修開始前の事前学習を指示し、特別支援教育専門研修各期受講者及び</p>	
---	--	--

	特別支援教育研究研修員が視聴することで、研修開始に当たって、特別支援教育への制度改正とその状況などについての基礎的理解の促進を図った。(事業報告書 77P)	
--	--	--

【I-2-(3)】		(3)国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成				【評定】							
【インプット指標】						A							
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22					H18	H19	H20	H21
決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数					B	A	A	A
従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数								
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】													
<p>① 上記以外に実施している各種の研修・講習会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月)等を踏まえ、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい専門的かつ技術的な研修を次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特別支援教育政策上重要性の高い研修(交流及び共同学習推進指導者研修、特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会等) ロ 特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修(LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修等) ハ 地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修(情報手段活用による教育的支援指導者研修等) <p>② これらの研修の実施については、次の事項に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止する。 ロ 研修毎に、受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。 ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。 													
評価基準		実績				分析・評価							
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした専門的かつ技術的な研修を実施したか。 ・逐次、研修の見直しを行ったか。 ・修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてのアンケート 						<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい専門的かつ技術的な研修を行い、受講者や都道府県等の要望に応えている。募集人員を超える受講があり、修了直後及び修了後1年後アンケート調査による満足度もきわめて高く、教育委員会、受講者ともに評価が高い。 ・研修の企画立案については、各都道府県・政令市教育委 							

<p>調査において一定のプラス評価を確保したか。(受講者:85%以上、教育委員会:80%以上)</p> <p>・設定された受講者数に対する実際の受講者の参加率が、85%以上を確保したか。</p> <p>(平成22年度計画)</p> <p>国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成を図るため、専門的かつ技術的な研修を次のとおり実施する。</p> <p>① 特別支援教育政策上重要性の高い研修の実施(募集人員:130名)</p> <p>・交流及び共同学習推進指導者研究協議会(2日間)</p> <p>実施期間:平成22年11月18日～平成22年11月19日</p> <p>・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会(3日間)</p> <p>実施期間:平成22年11月24日～平成22年11月26日</p> <p>② 特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修の実施(募集人員:120名)</p> <p>・発達障害教育指導者研究協議会(2日間)</p> <p>実施期間:平成22年8月5日～平成22年8月6日</p> <p>③ 地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修の実施(募集人員:70名)</p> <p>・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会(2日間)</p> <p>実施期間:平成22年7月26日～平成22年7月27日</p> <p>④ 地方公共団体における同種の研修の実施実態把握を踏まえ、研修の必要性、研修内容等に係る見直しを進める。</p>	<p>○ 参加実績</p> <p>① 特別支援教育政策上重要性の高い研修(募集人員:130名)</p> <p>合計 161名受講(46都道府県、14政令市)</p> <p>・交流及び共同学習推進指導者研究協議会 77名受講</p> <p>・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会 84名受講</p> <p>② 特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修(募集人員:120名)</p> <p>合計 155名受講(45都道府県、13政令市、14国立大学、6知事部局)</p> <p>・発達障害教育指導者研究協議会 155名受講</p> <p>③ 地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修(募集人員:70名)</p> <p>合計 76名受講(42都道府県、1政令市、1国立大学)</p> <p>・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会 76名受講</p> <p>(事業報告書 79P)</p> <p>○ 研究所の研修については、各都道府県等における指導者の養成をねらいとして、地方公共団体との役割を明確にして実施している。引き続き平成22年9月に各都道府県・政令市教育委員会への研修派遣ニーズに</p>	<p>員会への研修派遣ニーズに関する調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、行われている。</p> <p>・今後も内容等の工夫を行いながら継続していくべき研修である。</p> <p>・メールマガジンによるアンケート調査が新たな取組等に発展していくことが期待される。</p>
---	---	---

<p>⑤ 受講者に対して作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、引き続き年間目標を具体的に設定させた上で提出を求めるとともに、研修の修了直後には、受講者に対し、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、以降の研修の内容・方法を改善する。</p> <p>⑥ 受講者の任命権者である教育委員会等に対して作成を求めている、研修成果の活用等に関する事前計画書については、引き続き年間目標を具体的に設定させた上で提出を求める。また、修了1年後を目途として、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、以降の研修内容・方法を改善する。</p> <p>平成21年度受講者について、23年1～2月に実施予定</p> <p>平成22年度受講者について、24年1～2月に実施予定</p>	<p>関する調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、平成23年度研修計画の立案を行った。(事業報告書 79P)</p> <p>○ 研究協議会受講者に作成を求めている研修成果の活用等に関する事前計画書は、各研究協議会の開始前に提出を求め、派遣教育委員会等を経由して、全員が提出した。(事業報告書 80P)</p> <p>○ 研修修了直後のアンケートの状況</p> <p>交流及び共同学習推進指導者研究協議会(77名中、77名回答) 研修全体の満足度:97.4%(「とても有意義」「有意義」の合計)</p> <p>特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会(84名中、84名回答) 研修全体の満足度:100%(「とても有意義」「有意義」の合計)</p> <p>発達障害教育指導者研究協議会(155名中、144名回答) 研修全体の満足度:97.9%(「とても有意義」「有意義」の合計)</p> <p>特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会(76名中、76名回答) 研修全体の満足度:97.4%(「とても有意義」「有意義」の合計)</p> <p>(事業報告書 81～83P)</p> <p>○ 研修修了直後のアンケート調査については、平成22年度も引き続きファクシミリ等による後日での回答を受け付けるなど、回答を促したことにより、高い回収率となった。</p> <p>(事業報告書 83P)</p> <p>○ 各研究協議会においては、研修の開始前に受講者の任命権者である教育委員会等に対しても研修成果の活用等に関する事前計画書の作成・提出を求め、派遣元教育委員会等全てから提出があった。(事業報告書 83P)</p> <p>○ また、国立特別支援教育総合研究所研修派遣に関する事後アンケート調査(平成21年度受講分)として、研修内容・方法等の充実を図るため、一定期間後に各受講者の研修成果の還元内容・方法を把握するとともに、その活用状況等について任命権者である教育委員会又は受講者の所属長の評価を求めるとしており、平成23年2月上旬に調査を依頼した。</p> <p>(アンケート調査の概要)</p> <p>対象:(調査票1)平成21年度実施研修の受講者全員 (調査票2)受講者の所属長(学校長等) (調査票3)派遣者(都道府県教育委員会等)</p> <p>内容:(調査票1)①研修参加に当たった目的意識 ②職務に役立った研修内容</p>	
---	---	--

<p>⑦ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、85%以上となるよう、次年度の年間研修計画の立案に際して、各都道府県教育委員会等に対してアンケート調査を行い募集人員決定の参考とする。仮に、実際の受講者の参加率が85%を下回った場合には、次年度の研修の受講者数の見直し等、必要な措置を検討する。</p>	<p>③研修成果の還元内容・方法 ④今後の研修についての意見 (調査票2)①受講者が研修成果を教育実践等に反映させているか、その内容 ②今後の研修についての意見 (調査票3)①教育委員会における研修成果の還元内容・方法 ②受講者による研修成果の教育実践等への反映状況 ③教育委員会として、受講者の成果報告の機会や成果活用の機会の設定状況 ④今後の研修についての意見 (平成21年度実施研修の教委からの派遣者全員を対象とした研修内容・方法等に関するアンケート調査結果では、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているかという問に対して、教育委員会から回答があった310名全員について、研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保できた。) (事業報告書 86・87P)</p> <p>○ 参加率 ①特別支援教育政策上重要性の高い研修:123.8% (募集人員:130名、161名受講) ・交流及び共同学習推進指導者研修:77名受講 ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会:84名受講 ②特別支援教育に係る教育現場の喫緊の課題に対応した研修:129.2% (募集人員:120名、155名受講) ・発達障害教育指導者研究協議会:155名受講 ③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修:108.6% (募集人員:70名、76名受講) ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会:76名受講 (事業報告書 88・89P)</p> <p>○ 各研究協議会についても、平成23年度研修事業の検討に当たっては、本年度も平成22年9月に各都道府県・政令市教育委員会への研修派遣ニーズに関する調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、平成23年度の研修計画の立案を行った。(事業報告書 89P)</p> <p>○ 特別支援教育担当教職員の研修実施の意義等を幅広くPRするため、特別支援教育関係の定期出版物や研究所メールマガジンにおいて逐次情報提供を行った。(事業報告書 90P)</p>	
---	--	--

<p>(4) 研修評価システムの導入による研修の質的向上</p> <p>研修評価システムにより、引き続き研究所 Web サイトで教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取し、教育現場等のニーズの一層の反映を検討する。検討結果は、次年度以降に反映させる。</p>	<p>○ 研修事業への教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要とされる研修への重点化を図るため、教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取する取組として、研究所 Web サイトによる「意見募集」を平成 20 年度末に運用を開始し 2 ヶ年行った。平成 21 年度に、平成 21 年度実施中の研修と合わせ平成 22 年度研修計画に関する意見募集を行ったが、意見等の提出は無かった。</p> <p>そのため、平成 22 年度は引き続き研究所メールマガジン各号に、研修状況報告を掲載すると共にメールマガジンにアンケートのコーナーを設けるなど、広く意見を聴取する取組を行った。(事業報告書 91P)</p>	
--	--	--

【I-2-(4)】		(4)情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供				【評定】			
【インプット指標】						A			
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21
決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数	A	A	A	A
従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】									
<p>各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、研究所の行う基礎的な科目に係る研修講義を利便かつ円滑に視聴できるよう措置する。</p> <p>イ 研修講義のインターネット等による全国配信を実施する。</p> <p>ロ 免許保有率の向上の取り組みにも資することができるよう現在の配信講義コンテンツの更新及び配信講義コンテンツの体系的な整備を図る。</p> <p>ハ 講義配信登録機関数を、計画終了年度において300機関以上確保する。</p>									
評価基準		実績				分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットによる講義配信を実施したか。 ・配信講義コンテンツの整備についての検討を行ったか。 ・講義配信登録機関数を300機関以上確保したか。 <p>(平成22年度計画)</p> <p>① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、研究職員の行う基礎的な内容に係る講義を研究所Webサイトを通じた「インターネットによる講義配信」として、引き続き全国配信・提供する。</p> <p>② また、各都道府県等における教員の資質向上を図る取組をさらに積極的に支援するため、より利便かつ円滑に視聴できるよう開発した特別支援教育に関する各障害領域論等のコンテンツ「特別支援教育専門性向上Web研修講座」を引き続き全国配信・</p>		<p>○ 情報通信技術を活用した研修コンテンツの配信講義の実施状況</p> <p>当研究所では、各都道府県等において障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、研修コンテンツを開発し、インターネットを活用した講義の配信「インターネットによる講義配信」及び「特別支援教育専門性向上Web研修講座」を実施している。この研修コンテンツは、学校等の教育機関を対象としたもので、視聴するには登録が必要である。</p> <p>1. インターネットによる講義配信</p> <p>特別支援教育専門研修等の研修事業において、各障害等に関する所内研究職員による講義の一部を収録したものである。(平成23年3月末現在、配信講義:55タイトル)</p> <p>新規収録コンテンツ 1タイトル</p> <p>2. 特別支援教育専門性向上Web研修講座</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・全体としては、提供講座の充実が図られ、教員の資質向上に大きな役割を果たしていると認められる。 ・配信講義の見直しについては、特別支援教育専門性向上Web研修講座に、事前学習用のコンテンツ6本の追加が行われた。 ・講義配信登録機関数は新たに118機関の申請を受け、累計593機関となり、目標値を超えている。 ・今後、一層の充実のために、活用状況等に関する調査を行い、その結果を踏まえて、さらなる工夫や改善を行うことが期待される。 			

<p>提供する。</p> <p>③ なお、両コンテンツの提供に当たっては、登録機関に対する利用状況等に関するアンケート調査を引き続き実施し、内容・利便性等の改善に資する。</p>	<p>各障害等に関し配信講義コンテンツとして体系的な整備を図り、より利便性がある配信システムとして、平成21年8月から公開を実施している。</p> <p>(公開コンテンツの内訳)</p> <p>視覚障害教育論(3本)、聴覚障害教育論(3本)、知的障害教育論(3本)、肢体不自由教育論(3本)、病弱・身体虚弱教育論(3本)、重複障害教育論(6本)、言語障害教育論(3本)、情緒障害教育論(3本)、LD・ADHD・高機能自閉症等教育論(6本)、障害児の生理と病理(2本)、諸検査の基礎(4本) (計39タイトル)</p> <p>従前、事前学習用コンテンツとしていた特別支援教育論(6本)を、平成23年3月に「インターネットによる講義配信」に追加した。</p> <p>(総計45タイトル)</p> <p>(事業報告書 91～92P)</p> <p>○ 登録機関は、平成22年度新たに118機関の申請を受け付け、累計593機関となった。(事業報告書 93P)</p>	
---	---	--

【(中項目) I-3】	3 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上					【評定】 A																				
	【インプット指標】 <table border="1"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>82</td> <td>89</td> <td>50</td> <td>53</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている教育相談活動の事業費用の額である。</p>					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	82	89	50	53	42	従事人員数(人)	6	6	4	3	3	H18	H19	H20
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																					
決算額(百万円)	82	89	50	53	42																					
従事人員数(人)	6	6	4	3	3																					
						A	B	A	A																	

【I-3-(1)】	(1)特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施					【評定】 A																				
	【インプット指標】 <table border="1"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>82の内数</td> <td>89の内数</td> <td>50の内数</td> <td>53の内数</td> <td>42の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6の内数</td> <td>6の内数</td> <td>4の内数</td> <td>3の内数</td> <td>3の内数</td> </tr> </table> <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、基本的に各都道府県の特別支援教育センター等の教育相談実施機関にゆだねることとする。</p> <p>② 研究所においては、次の教育相談に限定して実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談 ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 <p>③ これらの教育相談の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 平成17年度末において教育相談を継続しているケースのうち上記②イ～ハに該当しないものについては、保護者等への周知、理解を得つつ、受入先の都道府県等の受入準備状況等を考慮して、各都道府県等に移行する。 ロ 上記②イ～ハの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。 					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数	従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数	H18	H19	H20
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																					
決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数																					
従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数																					
						A	B	A	A																	
評価基準	実績				分析・評価																					
<ul style="list-style-type: none"> ・三つの内容に限定して教育相談を実施したか。 ・教育相談アンケートを実施し満足度 80%以上確保したか。 					<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育のナショナルセンターが担うべき三つの内容に限定して教育相談を実施していることを評価する。相談件数は年度によって若干の変動はあるが、22年度についても一定水準を維持しており、確かな需要のもとで対応がなされ 																					

<p>(平成 22 年度計画)</p> <p>① 教育相談を次の三つの内容に限定して実施する</p> <p>イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談</p> <p>ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談</p> <p>ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信及び来所による教育相談の実施 ・日本人学校等からの依頼による相談の実施 ・ICT を活用した日本人学校への支援の実施 <p>② ①の教育相談の実施に当たっては、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。</p>	<p>○ 平成 22 年度の限定した教育相談の実施状況は、臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談:26 件、発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談:16 件、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談:29 件で、計 71 件の実施となった。(事業報告書 94P)</p> <p>○ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談への対応については、海外に赴任される、または海外に在住している方々を対象に年間通じて教育相談に対応している。平成 22 年度は、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、アメリカ、メキシコ、フランス、オランダ、ルクセンブルク、マダガスカルの 11 の国・地域からの相談があった。</p> <p>また、夏期休業中を利用して一時帰国される保護者や子ども、日本人学校教員を対象とした「夏期日本人学校教育相談」については、平成 22 年度は、パリ日本人学校、上海日本人学校、台北日本人学校、香港日本人学校小学部香港校、香港日本人学校大埔校の5校からあった。(21 年度は 5 校)</p> <p>e-mail、FAX、Web 会議システムを活用した教育相談については、ティルブルグ日本語補習授業校(オランダ)、台北日本人学校、上海日本人学校、パリ日本人学校等より相談があった。(21 年度は 2 校) (事業報告書 96P)</p> <p>○ 日本人学校、補習授業校では、障害に関する情報、日本における特別支援教育についての取組、他の日本人学校における対応についての情報を総合的に得ることが難しいことから、国立情報学研究所の開発した NetCommons によって構築したサイトを活用し、「ICT を活用した日本人学校の特別支援教育協議会」を開催した。</p> <p>協議会は 11 月下旬から4日間の日程で実施し、研究所側からはミニレクチャーとして特別支援教育の概要、通常の学級における特別支援教育、配慮の必要な子どもへの心理理解、日本人学校における特別支援教育の現状等の情報提供を行った。その内容についての質問や、意見交換をインターネット上で実施した。参加は、アジア、中東、欧米、アフリカから 15 校であり、平成 21 年度から 6 校の増であった。(事業報告書 96P)</p> <p>○ この満足度アンケートは、来所者でアンケートに協力いただいた方の集計結果である。</p> <p>平成 22 年度のアンケート結果については、研究所の施設設備に関する</p>	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足度アンケートは 80%以上の目標を満たしている。 ・今後、潜在的なニーズの高い海外日本人学校との連携も重要になると考えられ、継続した取組が必要である。
---	--	---

	<p>る項目(96.2%)以外全ての項目で満足度(「とても良かった」「わりと良かった」の合計、又は「期待通りだった」「ほぼ期待通りだった」の合計)が100%であり、80%以上の満足度を確保するという目標を達成した。(事業報告書 97P)</p>	
--	--	--

【I-3-(2)】 (2)各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援		【評定】																					
【インプット指標】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>82の内数</td> <td>89の内数</td> <td>50の内数</td> <td>53の内数</td> <td>42の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6の内数</td> <td>6の内数</td> <td>4の内数</td> <td>3の内数</td> <td>3の内数</td> </tr> </tbody> </table>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数	従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">A</h1> </div>			
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数																		
従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数																		
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進 教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施する。その評価に当たっては、教育相談実施機関に係る支援について有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を確保、80%を下回った場合には、内容・方法等を改善する。 ② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献 イ 個人情報の保護に留意しつつ、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベースを、平成21年度までに構築・運用し、各種情報を提供する。なお、運用開始後においても、その活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行う。 ロ 教育相談に係るマニュアル、ガイドブック等を作成、提供する(5年で3本作成)。 ハ 教育相談年報を年1回刊行する。																							
評価基準	実績	分析・評価																					
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施したか。また、有用度アンケートの満足度80%以上を確保したか。 ・教育相談事例等データベースを構築・運用したか。 ・教育相談年報第31号を刊行したか。 (平成22年度計画) ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進 イ 環境全般に渡る総合的なアセスメントを含めた学校コンサルテーションを推進する。 ロ イの総合的なアセスメントを含めた学校コンサルテーションを評価するため、有用度アンケートを実施し、80%以上からプ	○ 教育相談実施機関の自己解決力の向上を図るために、環境全般に渡る総合的なアセスメントを含めた学校コンサルテーションを実施している。その内容は、障害のある子どもを含めた学級経営の課題、校内体制の構築の仕方、関係機関との連携、子どものアセスメントと指導方法、保護者への支援方法等についてである。平成22年度は、国内の学校・センターや日本人学校計28機関に対して延べ162回のコンサルテーションを実施した。(事業報告書99P) ○ 学校コンサルテーションを推進するための事例及び教育相談やコンサ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施機関の自己解決力の向上を図るために、環境全般に渡る総合的なアセスメントを含めた学校コンサルテーションの実施については、学校コンサルテーションを受ける側の評価も高く、有用度アンケート80%以上の満足度を示している。相談支援という役割を果たすために積極的な改善努力がなされていると認められる。 ・学校コンサルテーション機能を充実させるための教育相談データベースに関する取組においては、各都道府県のセンター等に働きかけ「教育センター相談連携連絡協議会」を開催するなど、各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献しようという取組が行われ、評価できる。 ・教育相談年報は、計画通りに刊行されている。 ・今後、学校コンサルテーションの充実や教育相談データベースの充実がなされ、都道府県の相談機能が強化されることが期待できる。 																					

スの評価を確保する。

ルーション事例等を蓄積したデータベースにおける情報の共有化等を目的にした「教育センター相談連携連絡協議会」を開催した。

この「教育センター相談連携連絡協議会」は平成22年6月と10月の2回行ったが、その内第1回目の協議会において、本研究所における学校コンサルテーションの内容を紹介するとともに情報交換を行い、活動に関する充実と推進を図った。(協議会の内容・参加機関等については②で記述)(事業報告書99P)

○ 専門研究 C「地域の支援を進める教育相談の在り方に関する実際研究」の成果をもとに、総合的アセスメントのための試案「校内の意識および行動アセスメント(試案)」の改訂を行い、新たなアセスメントによるデータを収集している。

また、平成22年9月には、「教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究(1)～コーディネーターの校内支援をサポートするために～」および「教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究(2)～校内の意識及び行動アセスメントの活用」と題して日本特殊教育学会第48回大会(長崎大学)に成果を報告し、教育相談担当者との意見交換を行った。(事業報告書99P)

○ 学校コンサルテーションを評価するための有用度アンケートでは、「今年度、実施したコンサルテーションは役に立ちましたか」の項目において、「とても役立った」と「役立った」の合計は、100%であり、80%以上のプラス評価を得ている。(事業報告書100P)

② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献

イ 次のとおり、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベースの活用を図るための取組を推進する。

a データベース掲載事例をより一層充実させ、情報を共有化するため、教育センター相談連携連絡協議会を開催する。

b データベースの利活用状況等を評価するため有用度アンケートを実施し、プラス評価が80%を下回った場合には、内容等の改善を図る。

ロ 教育相談年報第31号を刊行する。

○ 平成21年度に引き続き、積極的に教育相談を実施している特別支援教育センター等に参加を呼びかけ、教育相談担当責任者を招聘して平成22年6月、及び10月に「教育センター相談連携連絡協議会」を開催した。この協議会には、北海道立特別支援教育センター、青森県総合学校教育センター、福島県養護教育センター、群馬県総合教育センター、神奈川県立総合教育センター、川崎市総合教育センター、岐阜県総合教育センター、福井県特別支援教育センター、名古屋市教育センター、滋賀県総合教育センター、大阪市子ども相談センター、奈良県教育委員会事務局特別支援教育企画室、岡山県総合教育センター、徳島県立総合教育センター、鹿児島県総合教育センター、沖縄県立総合教育センター、福岡市発達教育センターの17機関の教育相談主担当者が参加した。

第1回協議会においては、昨年度に引き続き、地域支援としてコンサルテーションを推進するための事例及び教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベースにおける情報の共有化等を中心として話し合うとともに情報交換を行った。

また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の機能を備えたソフトウェアである NetCommons(ネットコモンズ)によるネット会議システムを平成 22 年度に立ち上げて、各参加者にこれを利用するための ID とパスワードを配布した。

第2回協議会においては、教育相談データベースに掲載する事例について、その収集の主旨、及び事例件数の充実のために各教育センターに対して相談事例の提供に関する依頼を行った。

その結果、平成 23 年 3 月までに 5 機関から 8 事例の提供があり、これを教育相談事例に加えて事例数は計 68 件となった。

また、教育相談データベースのコンテンツの充実に向けた協議を通じて提案がなされた教育相談に関わる研修資料について、その掲載内容、掲載方法、活用に当たっての基本的約束事等について参加者の共通理解を図った。

これらの協議会を通じて、平成 23 年度以降の教育相談データベースのコンテンツの概要が以下のように整理された。

- 1)教育相談の実施に必要な基礎的な知識・知見
(教育相談の基礎・コンサルテーションの基礎に関する説明等 30 項目に整理する)
- 2)教育相談事例(教育相談、学校・機関コンサルテーションに係る典型事例)
(平成 21 年度 60 件、平成 22 年度は 68 件を掲載)
- 3)教育相談関係機関基礎情報(全国を網羅した各教育相談機関の基礎情報)
(地域別・年齢別・障害種別・内容別から検索が可能)
- 4)教育相談関連文献リスト
(教育相談にかかわる文献 74 件を掲載)
- 5)教育相談Q & A
(障害種別・日本人学校関連の項目毎に 86 項目を掲載)
- 6)教育相談関連研修資料
(上記協議会において要望があった新たな項目、平成 23 年度より実施予定)

(事業報告書 101～102P)

○ 教育相談データベースの利活用状況等を評価するための有用度アンケートについては、以下の項目を設定して、5件法による6の質問項目、及び2つの自由記述の質問を設け、閲覧者に評価してもらうこととした。

<質問項目>

- 1)トップページから閲覧したい内容への、たどり着きやすさについて

	<p>2)教育相談データベースの有用性について 3)内容の分かりやすさについて 4)各ページの情報量について 5)文字の見やすさについて 6)閲覧者の所属について</p> <p><自由記述項目></p> <p>1)教育相談に関わる場合に必要と思われるデータについての提案 2)その他、教育相談データベースに対する意見、改善点など</p> <p>当初、これらの有用度アンケート調査を実施する予定であったが、教育相談データベースの設計上の不備により、閲覧者がWeb上において本アンケートにたどり着くことなく閲覧を終了してしまうという状況が起こった。現時点では実質的なアンケート集約は行えていない状況であるが、来年度は、これを改善して閲覧者の有用度を把握するための対策を講ずる予定である。(事業報告書 102P)</p> <p>○ 教育相談年報第31号を平成22年6月に刊行した。第31号には教育相談活動の年間報告及び障害のある子どもに関する教育相談を巡る論考 1)地域支援としての学校コンサルテーション活動とその課題、2)コンサルティの振り返りを援助するコンサルテーション～療育センターにおける取組の事例報告～、3)香港日本人学校における特別支援教育の実際～児童一人ひとりに応じた支援・指導を目指して～、4)臨床的研究「教育相談事例を通じた広汎性発達障害児の心理特性に関する理解と考察を収録した。これらの論考は、学校コンサルテーションの実施結果、研究所における臨床的研究として実施している研究の成果を踏まえたものである。(事業報告書 102P)</p>	
--	---	--

【I-3-(3)】		(3)臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進				【評定】			
【インプット指標】						A			
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22				
決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数				
従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】									
<p>各都道府県の特別支援教育センター等の教育相談機関や関係の大学等と共同し、各地域において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究、総合的なアセスメント等に関する研究、発達障害や発生頻度の低い障害への相談支援に関する研究を実施する。</p> <p>イ 教育等環境全般に関する総合的なアセスメント方法を開発する。</p> <p>ロ 教育相談に関するコンサルテーション手法を開発する。</p> <p>ハ アセスメントの方法やコンサルテーションの手法に関する研究成果報告書等を刊行する。</p>									
評価基準		実績				分析・評価			
<p>・教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究等を実施したか。</p> <p>・総合的なアセスメント・コンサルテーション手法を開発・研究したか。</p> <p>(平成22年度計画)</p> <p>① 総合的なアセスメントに関する実際的评价法を作成する。</p> <p>② 海外在住邦人等への教育相談支援のため、日本人学校等の実態を調査するとともに</p>		<p>○ 平成20年度に実施した「地域の支援を進める教育相談の在り方に関する実際研究・Ⅱ」で開発を試みた、総合的なアセスメントのための試案「校内の意識および行動アセスメント(試案)」の改訂を進め、平成21年9月には日本教育心理学会第51回総会(静岡大学)において発表を行い、研究成果の普及に努めた。平成22年度については、さらにアセスメント(試案)および分析方法の検討と改訂を行い、総合的なアセスメントに関する実際的评价法を作成した。その成果を、平成22年9月に「教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究(1)～コーディネーターの校内支援をサポートするために～」及び「教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究(2)～校内の意識及び行動アセスメントの活用」と題して日本特殊教育学会第48回大会(長崎大学)に報告し、成果の普及に努めた。(事業報告書103P)</p> <p>○ 平成21年度実施した日本人学校、補習授業校における特別支援教育の実態調査の回収率が43%、26%と低く、ここ数年の調査において減少</p>				<p>・教育相談に関する研究として、総合的なアセスメント・コンサルテーション手法について研究を進め、その成果の普及に努めているものと認められる。</p> <p>・海外在住邦人等への教育相談支援のため、日本人学校等の実態調査や国内関係機関との連携を進めていくことは重要な取組であり、充実していくことが必要である。</p>			

<p>に、国内関係機関との連携を充実させる。</p> <p>③ 調査結果をもとにした情報を、関係教育機関、教育相談機関、企業等に発信する。</p>	<p>傾向がみられた。そのため、平成 23 年 5 月に行う日本人学校、補習授業校における特別支援教育の実態調査については、研究所と協力関係にある財団法人海外子女教育振興財団が実施している実態調査と組み合わせて行うこととした。海外子女教育振興財団の調査がほぼ 100%の回収率であることから、日本人学校と補習授業校の特別支援教育の現状がより正確に把握することができると予想している。(事業報告書 103P)</p> <p>○ 平成 21 年度に、「障害のある子どもの海外生活を支援するガイドブックー社員の海外生活をサポートするためにー」を作成し、社団法人日本在外企業協会加盟の企業と教育相談室、財団法人海外子女教育振興財団、各都道府県・政令指定都市教育委員会及び教育センター教育相談室、日本人学校及び日本人学校運営協議会等に配布した。今年度は、このガイドブックを研究所 web 上に公開した。また、より多くの人に広げるため、海外派遣を担当する人事・教育相談担当者向け、日本人学校・補習授業校の教員向け、障害のある子どもを帯同して海外生活を送る保護者向けのパンフレットをそれぞれ作成し、ガイドブックを配布した機関に送付した。(事業報告書 104P)</p> <p>○ 企業支援の一貫として、海外子女教育相談員連絡協議会と連携を取り、日本人学校や補習授業校、現地校等における特別支援教育状況の情報共有を行った。また、研究所教育相談部が作成した企業向け、保護者向けのパンフレットを説明し、配布等を依頼した。本田技研、パナソニック、三菱電機、トヨタ自動車の教育専門相談員と連携し、4社が海外派遣している社員の帯同する障害のある子どもの教育相談を実施した。(事業報告書 104P)</p>	
---	---	--

【(中項目) I-4】	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供	【評定】 A																					
【インプット指標】 <table border="1" data-bbox="405 296 1514 464"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>159</td> <td>174</td> <td>221</td> <td>230</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="405 469 1599 557">※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている情報普及活動の事業費用の額である。</p>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	159	174	221	230	261	従事人員数(人)	6	7	10	8	8	H18 A	H19 A	H20 S	H21 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額(百万円)	159	174	221	230	261																		
従事人員数(人)	6	7	10	8	8																		

【I-4】						【評定】 A																					
【インプット指標】 <table border="1" data-bbox="120 695 1227 863"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>159の内数</td> <td>174の内数</td> <td>221の内数</td> <td>230の内数</td> <td>261の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6の内数</td> <td>7の内数</td> <td>10の内数</td> <td>8の内数</td> <td>8の内数</td> </tr> </tbody> </table>						(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	159の内数	174の内数	221の内数	230の内数	261の内数	従事人員数(人)	6の内数	7の内数	10の内数	8の内数	8の内数	H18 A	H19 A	H20 S	H21 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																						
決算額(百万円)	159の内数	174の内数	221の内数	230の内数	261の内数																						
従事人員数(人)	6の内数	7の内数	10の内数	8の内数	8の内数																						
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 <p data-bbox="120 906 1599 1011">特別支援教育に関する情報発信センター機能を強化するために、特別支援教育のナショナルセンターとしての総合的な情報提供体制の充実を図り、特別支援教育に関する研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な基礎的知識・専門的知識等を教育現場等に提供する。</p> <p data-bbox="120 1018 1599 1430">① 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る総合的な情報を提供し、閲覧や貸出等のニーズに対応する。 イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積し、購入・製本により5年間で3,000冊(年間600冊)増加させる。 ロ 利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。 ② 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベース化、研究所 Web サイトを通じた利用体制を構築する。 イ データベース登録件数を30,000件(年間6,000件)増加させる。 ロ データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。 ③ 研究所のプロジェクト研究・課題別研究等の研究成果報告書及び刊行物については、Web サイトから閲覧できるよう措置する。 ④ 特別支援教育に関する最新の動向や研究成果の普及を図るため、メールマガジン購読希望者を Web サイトより募集し、メールマガジンを配信する。</p>						分析・評価																					
評価基準	実績																										

- ・特別支援教育に関する国内外の図書・資料等を年間 1,200 冊増加させたか。
- ・図書室利用者に対し特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかのアンケートを実施し満足度 85%以上確保したか。
- ・研究成果等の普及を図るため研究所公開を実施したか。
- ・データベースの新規登録件数を年間 6,000 件増加させたか。
- ・データベースのアクセス件数を年間 500,000 件確保したか。
- ・研究成果報告書及び刊行物を Web サイトで公開したか。
- ・メールマガジンの募集をしたか。また、月 1 回程度刊行したか。
- ・発達障害教育情報センター Web サイトの充実を行ったか。

(平成 22 年度計画)

- ① 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る総合的な情報を提供し、閲覧や貸出等のニーズに対応する。
- イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積し、購入・製本により年間1,200冊を目途に増加させる。
- ロ 利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。
- ハ 特別支援教育に関する基礎的情報や研究所の研究成果等の普及を図るため、研究所の公開を実施する。

○ 平成 22 年度の図書の増加冊数は購入・製本によるもの 1,370 冊、寄贈 266 冊で計 1,636 冊であり、購入・製本によるものは年間 1,200 冊を上回った。

図書の整理方法については、特別支援教育に関連する分野のものを中心に日本十進分類法に基づき分類し、和洋併せて 65,119 冊(和書: 47,521 冊、洋書: 17,598 冊、うち和洋の点字図書: 487 冊を含む)の図書を所蔵している。

平成 21 年度に書庫の改造を行ったことにより全室が一室にまとまり、すべての所蔵資料が 24 時間閲覧可能となったことから、本年度は利用者の利便性を考慮し書架の不足分を固定書架から集密書架に置換し図書・資料の再配架を行った。その際書架ごとに所蔵番号を読みとったデータにより所在変更を一括して行った。また、平成 18 年度より目録データを国立情報学研究所の Nacsis-webcat(総合目録データベース www 検索サービス)と共通にするため遡及作業を行ってきたが、本年度は残る約 23,000 冊の図書について既存の目録カードと、暫定的に図書システムに移行した目録データとを照合し、Nacsis-webcat に新規書誌と所蔵の登録を行った。(事業報告書 105P)

○ 図書室の利用者に対するアンケート調査結果では、212 名からの回

- ・図書、資料等やデータベースの新規登録数、データベースのアクセス件数など目標値を大きく上回り、情報発信センターとしての機能を十分発揮していると認められる。
- ・研究所公開も例年通り実施しており、研究成果の普及や地域における特別支援教育の理解・啓発に貢献していると認められる。
- ・研究成果報告書及び刊行物の Web サイトでの公開について計画通り行われている。
- ・メールマガジンの募集、配信について、継続的に行われている。
- ・発達障害教育情報センターの Web サイトのリニューアルが行われ、Web サイトの充実が図られるとともに、双方向性研修講義の試行など、今後に期待できる取組が進められている。

<p>② 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベース化、研究所 Web サイトを通じた利用体制を構築する。</p> <p>イ データベース登録件数を年間6,000件を目途に増加させる。</p> <p>ロ データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。</p> <p>③ 研究所の重点推進研究・専門研究等の研究成果報告書及び刊行物については、Web サイトから閲覧できるよう措置する。</p>	<p>答があり、「必要とする資料・情報を得ることができた」が 197 名 (92.9 %) であった。(事業報告書 106P)</p> <p>○ 研究所公開を以下のとおり実施した。</p> <p>実施日時: 平成 22 年 11 月 6 日(土)9 時から 12 時まで</p> <p>公開場所: 視機能検査室、聴力検査室等、ライブラリー、発達障害教育 情報センター・教材教具展示室、生活支援研究棟など。</p> <p>※パネル展示に大会議室及び第 1 会議室を使用</p> <p>参加者: 下記 266 名の参加があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学校の近隣に在住する方 2) 近隣の療育機関・福祉施設等関係機関職員 3) 近隣の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、看護学校職員等 4) 在籍幼児児童在住地区関係者 5) その他 <p>内 容:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 研究所全体の概要のパネル展示・説明 2) 部門別活動紹介のパネル展示 3) 研究・班活動紹介 など <p>(事業報告書 107～108P)</p> <p>○ データベースの新規登録件数は、年間 9,615 件であり、6,000 件を上回った。(事業報告書 109P)</p> <p>○ データベースへのアクセス件数は、4,406,856 件であり、500,000 件を上回った。(事業報告書 109P)</p> <p>○ 以下のとおり、平成 22 年度中に Web サイトに研究成果報告書及び刊行物を掲載した。</p> <p>研究紀要・英文紀要 — 3 件</p> <p>専門研究 — 13 件</p> <p>重点推進研究 — 4 件</p> <p>その他の資料 — 11 件</p> <p>科学研究費報告書 — 2 件</p>	
---	---	--

<p>④ 特別支援教育に関する最新の動向や研究成果の普及を図るため、引き続き、メールマガジン講読希望者を Web サイトより募集するとともに、メールマガジンを月1回程度配信する。</p> <p>⑤ 前年度に引き続き、発達障害教育情報センターの Web サイトにおいて提供する内容について、より一層充実させるとともに、Web サイトの機能の充実に努める。</p>	<p>共同研究報告書 - 1件 (事業報告書 110・111P)</p> <p>○ 平成 19 年 4 月に創刊号を配信後、月 1 回配信し、平成 22 年度末までに第 48 号までを配信した。平成 23 年 3 月末時点でのパソコン版メールマガジンの登録数は 6,036 件である。(事業報告書 111P)</p> <p>○ 平成 20 年 1 月からは、携帯電話版のメールマガジンの配信希望を受け付け、平成 20 年 2 月から配信を開始した。平成 23 年 3 月末時点での登録数は、1,180 件である。(事業報告書 112P)</p> <p>○ 平成 22 年度は、発達障害教育情報センターの Web サイトのコンテンツの追加を行うとともに、内容のさらなる充実と分かりやすさの向上を図って Web サイトのリニューアルを行った。また、発達障害のある子どもの教育情報に関するハブとして機能することを目的とした情報の収集・整理・提供についての研究や教材・教具の活用に関する研究を行い、ユーザーとの双方向性の向上を図った。</p> <p>・コンテンツの追加・更新 平成 22 年度には、Web サイトのコンテンツについて、イベント情報・施策法令関連情報・教材・ガイドブック・研究報告書・研究紹介シート・リンク情報の保守等の 86 件の追加・更新を行った。</p> <p>・Web サイトのリニューアル さらなる内容の充実と分かりやすさの向上を目指し、Web サイトの構成の改訂を含むリニューアルについて検討を行った。その結果に基づき内容の系統的な追加や Web サイトの構成の変更等を行って平成 22 年度末に Web サイトのリニューアルを行った。</p> <p>・双方向性研修講義の試行 昨年度に引き続き、「研修講義」の校内研修等での活用を促進するため、「研修講義」を視聴した後に通信によって学校と発達障害教育情報センターを結び、質疑応答に担当講師が答えるという双方向性を付加する試みを行った。双方向性研修講義の参加者を対象としてアンケート調査を行う等により、双方向性研修講義の実用化に向けた課題の明確化を行い、試行に際しては随時改善策を工夫して実用化に近づけた。 (事業報告書 113P)</p> <p>○ 自閉症の啓発に関する活動 平成 19 年 12 月に国連総会において毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」とし、全加盟国で自閉症の啓発を推進することが決議された。こ</p>	
--	--	--

	<p>れに対応して日本国内に組織された「世界自閉症啓発デー2010・シンポジウム」日本実行委員会に共催機関として参画し、シンポジウムやインターネットによる広報等の重要な機能を担った。また、当研究所独自の活動として、筑波大学附属久里浜特別支援学校とともに「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」を開催した。(事業報告書 114P)</p>	
--	--	--

【(中項目) I-5】	5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献	【評定】 A																					
<p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="405 256 1514 424"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>54</td> <td>72</td> <td>68</td> <td>73</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている国際交流活動の事業費用の額である。</p>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	54	72	68	73	68	従事人員数(人)	3	4	4	5	5	H18 A	H19 A	H20 A	H21 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額(百万円)	54	72	68	73	68																		
従事人員数(人)	3	4	4	5	5																		

【I-5-(1)】	(1) 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特別支援教育の国際的な情報発信センター機能の充実	【評定】 A																					
<p>【インプット指標】</p> <table border="1" data-bbox="120 699 1229 866"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>54の内数</td> <td>72の内数</td> <td>68の内数</td> <td>73の内数</td> <td>68の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>3の内数</td> <td>4の内数</td> <td>4の内数</td> <td>5の内数</td> <td>5の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 主要国等に海外調査協力員をおき、特別支援教育に関する諸外国の情報を戦略的・組織的に収集・分析するとともに、国際比較研究を推進する。 ② 研究員の国際学会への参加発表等のため、年平均10名以上研究員を派遣する。 ③ アジア・太平洋の国々との情報交流の拠点としてのハブ的機能を整備し、アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加国の情報を収集、発信する。また、我が国の特別支援教育の取組や研究成果を国内外に対し紹介する。 ④ 研究所の研究成果を広く海外に紹介するためのニューズレターを年1回以上発行する。 ⑤ アジア・太平洋地域の特別支援教育の発展に資するため、「特別支援教育ジャーナル」等を刊行する。 <ul style="list-style-type: none"> イ アジア・太平洋地域の関係各国との協同により「特別支援教育ジャーナル」を年1回刊行する。 ロ 「世界の特別支援教育」を年1回発行する。 ハ 英文紀要「NISE Bulletin」を2年に1回発行する。 		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	54の内数	72の内数	68の内数	73の内数	68の内数	従事人員数(人)	3の内数	4の内数	4の内数	5の内数	5の内数	H18 A	H19 A	H20 A	H21 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																		
決算額(百万円)	54の内数	72の内数	68の内数	73の内数	68の内数																		
従事人員数(人)	3の内数	4の内数	4の内数	5の内数	5の内数																		
<p>評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の情報を戦略的・組織的に収集・分析し、国際比較研究を実施したか。 ・国際学会へ10名以上の研究員を派遣したか。 	<p>実績</p>	<p>分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国調査研究協力員の委嘱やアジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加者からの情報提供、研究所内の国別調査班体制の整備など、諸外国の情報が戦略的・組織的に収集されていると認められる。 																					

<p>・「ニューズレター(英文)」、「特別支援教育ジャーナル」、「世界の特別支援教育」を刊行したか。</p> <p>・英文紀要を刊行したか。</p> <p>(平成 22 年度計画)</p> <p>① 海外の障害のある子どもの教育に関する制度等の国際比較研究を推進する。</p> <p>イ 平成22年度において、外国調査研究協力員制度を実施する。</p> <p>ロ 諸外国の情報を収集・分析する。</p>	<p>○ 海外の障害のある子どもの教育の先進的な取組を積極的に行っている国の制度や実態を詳細に把握するため、現地の特別支援教育関係者等を外国調査研究協力員に任命している。平成 22 年度は、イギリス、ドイツ、イタリア、ノルウェー、韓国の 5 カ国について実施した。</p> <p>(平成 22 年度外国調査研究協力員の協力内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際比較調査ワーキングの国別担当者が作成した各国基礎情報の確認 ・当該国における特別支援教育施策の動向に関する情報の報告 <p>(事業報告書 115P)</p> <p>○ 諸外国の特別支援教育に係る諸情報の収集については、平成 17 年度から国別調査体制をとり、毎年、アジア・欧米諸国を中心に 20 カ国の教育情報を整理した「世界の特別支援教育基礎資料」を取りまとめている。平成 22 年度においては、データの更新等を行い、最新版をとりまとめ、研究所の研究の際に活用するとともに、特別支援教育行政の参考に供するため文部科学省に提供した。(事業報告書 115P)</p> <p>○ アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーの参加者の協力を得て、アジア・太平洋の国々の障害のある子どもの教育に関する基本情報を収集して、「Journal of Special Education in the Asia Pacific(JSEAP)Vol.6」に掲載し、アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加者及び国内外の関係諸機関に配付するとともに、研究所 Web サイトに掲載し、広く情報提供を行った。(事業報告書 115P)</p> <p>○ 第 30 回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーのテーマである「障害者の自立と社会参加に向けてー障害者の進路指導・職業教育の観点からー」について各国の情報を収集し、その結果を「Final Report 30th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs」としてまとめた。また、その際には、国内向けの資料としても活用できるよう、昨年度と同様に日英の対訳版とした。レポートは、参加者及び国内外の関係諸機関に配付するとともに、研究所 Web サイトに掲載し、広く情報提供を行った。(事業報告書 115・116P)</p> <p>○ 平成 20 年度に作成した特別支援教育関連用語集(日＝英)について、随時更新を行い、内容をより一層充実させた。(事業報告書 116P)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際学会への参加発表のために 20 名の研究員を派遣し、10 名以上という目標を達成している。 ・「ニューズレター(英文)」、「特別支援教育ジャーナル」、「世界の特別支援教育」、英文紀要について、計画通りに刊行されている。 ・今後とも、我が国の特別支援教育の取り組みや研究成果を国外に対し紹介するなど国際貢献に寄与することが望まれる。
---	---	--

<p>② 研究員の国際学会等への参加発表のため10名以上の研究員を派遣する。</p> <p>③ アジア・太平洋の国々との情報交流の拠点としての機能の整備を進める。 イ アジア・太平洋の国々との情報交流の拠点としての機能の整備を進める。 ロ アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加国の情報を収集・発信する。 ハ 我が国の特別支援教育の取組や研究成果を国外に対し紹介する。</p> <p>④ 研究所の研究成果を広く海外に紹介するためのニューズレター(英文)を年1回以上発行する。</p> <p>⑤ アジア・太平洋地域の特別支援教育の発展に資するため、次のとおり、特別支援教育ジャーナル等を刊行する。 イ アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加国の特別支援教育施策等を掲載する「特別支援教育ジャーナル」の刊行</p>	<p>○ 平成 22 年度は、次の国際学会への参加発表のため、20 名の研究員を派遣し、10 名以上の研究員を派遣するという目標を達成した。(事業報告書 116P)</p> <p>○ 日本の特別支援教育を英語で紹介するため平成 20 年度に作成した「日本の特別支援教育(英語版)DVD」について、引き続き、アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーや韓日特殊教育セミナー参加者及び国内の関係諸機関に配付するとともに、新たに Web サイト用のデータを作成し、研究所 Web サイト(English)においてコンテンツとして公開し、広く情報提供を行った。(事業報告書 117P)</p> <p>○ 我が国の特別支援教育の取組や研究成果を国外に対し紹介するため、平成 22 年度は以下の刊行物を発行し、韓国国立特殊教育院、ケルン大学人間科学学部(学術交流協定締結機関)、アジア・太平洋地域国内ユネスコ事務所、第 30 回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加者、国内関係諸機関等に配付するとともに、研究所 Web サイトに掲載し、広く情報提供を行った。 ・「NISE Newsletter for Special Needs Education in Asia-Pacific No.30」 ・「Journal of Special Education in the Asia Pacific(JSEAP)Vol.6」 ・「Final Report 30th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs」 (事業報告書 117P)</p> <p>○ 研究所が行った研究活動、情報普及活動、国際交流活動等について英文による紹介を行うため、平成 22 年 12 月に「NISE Newsletter for Special Needs Education in Asia-Pacific No.30」を発行し、第 30 回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーで配付した。また、韓国国立特殊教育院、ケルン大学人間科学学部(学術交流協定締結機関)、アジア・太平洋地域ユネスコ事務所、第 29 回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加者、国内関係諸機関等に送付するとともに、Web サイトにも掲載し、広く情報提供を行った。(事業報告書 118P)</p> <p>○ アジア・太平洋地域の特別支援教育の発展に資するため、次のとおり刊行物を発行した。 1)「特別支援教育ジャーナル」の刊行 2)「世界の特別支援教育」の刊行 (事業報告書 119P)</p> <p>○ 本研究所における特別支援教育に関する研究成果に係る職員の論文</p>	
---	--	--

<p>□ 研究所研究員の海外事情調査等を取りまとめた「世界の特別支援教育」の発行</p> <p>ハ 研究所の英文紀要「NISE Bulletin」Vol.10 の刊行</p>	<p>等及び我が国の特別支援教育に関する政策等の動向を諸外国に紹介し、特別支援教育に関する研究交流の進展に寄与することを目的として、英文紀要「NISE Bulletin Vol.10」を平成 22 年 12 月に刊行した。この英文紀要は、海外の行政機関や教育学部をもつ大学、研究機関のほか、都道府県・政令指定都市の特別支援教育センター、国立大学附属図書館等に配付するとともに、研究所 Web サイト上に掲載し、広く情報提供を行った。(事業報告書 120P)</p>	
---	--	--

【I-5-(2)】		(2)特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進				【評定】			
【インプット指標】						A			
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21
決算額(百万円)	54の内数	72の内数	68の内数	73の内数	68の内数	A	A	A	A
従事人員数(人)	3の内数	4の内数	4の内数	5の内数	5の内数				
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】									
<p>① アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを、日本ユネスコ国内委員会と協力し、引き続き、年1回開催する。</p> <p>② 政府の国際協力の一環として、アジア諸国を中心に、諸外国における特別支援教育の発展を支援するとともに、政府の要請に基づき、OECD等の国際機関等が行う国際会議、事業等へ研究員を派遣する。</p> <p>③ 交流協定に基づく外国人研究者との研究交流、外国人研究者の招聘等による研究交流を実施する。</p> <p>イ 交流協定に基づく国際セミナー(日本韓国国際セミナー等)を年1回開催する。</p> <p>ロ 年平均20名以上の外国人研究者を受け入れる。</p>									
評価基準		実績				分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> ・第30回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを開催したか。 ・政府の要請に基づき諸外国における特別支援教育の発展の支援及び国際会議等へ研究員を派遣したか。 ・日韓特別支援教育セミナーを年1回開催したか。 ・外国人研究者を20名以上受入れを行ったか。 <p>(平成22年度計画)</p> <p>① 第30回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを開催する。 開催時期:平成22年12月7日～平成22年12月9日</p>		<p>○ 第30回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーは、以下の目的で毎年開催しているものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋地域各国における障害のある子どもの教育の発展に寄与する ・国際的観点から日本の「特別支援教育」を評価し、今後のより発展的な展開に寄与する ・我が国の特別支援教育にかかる取り組みや研究成果を広く国外に紹介するとともに、アジア・太平洋地域諸国における特別支援教育にかかる情報の収集・提供の機能を果たす <p>平成22年度は、本セミナーを以下のとおり開催し、国外からの参加国</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・第30回アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーの実施、第11回日韓特別支援教育セミナー(日本開催)への派遣など、国際的な研究交流は計画通りに進められたと認められる。 ・政府の要請に基づく派遣要請がなかったため派遣は行われなかったが、外国人研究者を目標を上回っての受け入れ、国際貢献を行っているとして評価できる。 			

<p>② 諸外国における特別支援教育の発展を支援するとともに、政府の要請に応じ、国際会議等へ研究員を派遣する。</p> <p>③ 交流協定に基づく外国人研究者との研究交流、外国人研究者の招聘等による研究</p>	<p>代表者 13 名を含め、延べ約 260 名の参加者があった。今年度も、昨年度同様に参加国代表者から提出されたレポートを事前に和訳して、セミナー参加者に対して配付し、各国の発表がより分かりやすいものとなるよう配慮した。</p> <p>1)会期 平成 22 年 12 月 7 日(火)～9 日(木) (6 日はプレカンファレンス)</p> <p>2)主催及び後援 国立特別支援教育総合研究所(主催) 日本ユネスコ国内委員会(後援) 独立行政法人 国際協力支援機構(JICA) 横浜国際センター(後援)</p> <p>3)場 所 国際連合大学</p> <p>4)第 30 回テーマ 「障害者の自立と社会参加に向けてー障害者の進路指導・職業教育の観点からー」</p> <p>5)参加国:オーストラリア・バングラデシュ・中国・インド・インドネシア・日本・韓国・マレーシア・ネパール・ニュージーランド・パキスタン・フィリピン・スリランカ・タイ(14 か国)</p> <p>(事業報告書 121P)</p> <p>○ JICA 及び横浜国立大学の共同プロジェクトである、地域別研修・アジア「特別支援教育」に協力し、アジア各国の教育委員会・特別支援教育センター職員や大学教授等を受け入れ、知見の提供を行った。 実施日:平成 22 年 9 月 14 日(火) 対 象:タイ 3 名、ベトナム 1 名、アフガニスタン 1 名の計 5 名を受け入れた。 (事業報告書 122P)</p> <p>○ 筑波大学附属久里浜特別支援学校で実施している、中国寧波市達敏学校(知的障害特別支援学校)教員視察研修に協力し、寧波市達敏学校の教員を 2 回に渡り受け入れ、知見の提供を行った。 実施日:平成 22 年 9 月 8 日(水) 教員 9 名、平成 22 年 12 月 15 日(水) 教員 5 名を受け入れた。 (事業報告書 122P)</p> <p>○ 政府の要請に応じた国際会議等への研究職員の派遣実績については、今年度は要請が無かったため派遣は行わなかった。(事業報告書 112P)</p> <p>○ 第 11 回日韓特別支援教育セミナーの開催 日韓特別支援教育セミナーは、本研究所と韓国国立特殊教育院との</p>	
---	---	--

<p>交流を実施する。</p> <p>イ 日韓特別支援教育セミナーを開催する。 ・第11回 （開催国、実施時期については、韓国国立特殊教育院と協議して決定する。）</p> <p>ロ 年間20名以上の外国人研究者を受け入れる。</p>	<p>学術交流協定に基づき毎年相互の主催により開催されているものである。</p> <p>第11回は、平成23年3月10日に本研究所において、「障害のある子どもの教育におけるICTの活用」をテーマに開催開催した。文部科学省から1名、本研究所から2名の研究職員が日本発表者としてセミナーに参加し、日本側、韓国側それぞれテーマに関する以下の3つのサブテーマについて発表及び研究協議を行った。</p> <p>1)日本と韓国における特別支援教育の今後の展望と課題、及びICT活用に関連した政策</p> <p>2)日本と韓国における特別支援教育でのインターネットを活用した実践及び研究</p> <p>3)日本と韓国における特別支援教育でのアシスティブテクノロジーを活用した実践及び研究</p> <p>特別支援学校の教員、大学関係者など、約60名の参加者があった。</p> <p>(事業報告書 123P)</p> <p>○ 平成22年度においては、66名の外国人研究者等を受け入れており、年間20名以上の外国人研究者を受け入れるという目標を達成した。(事業報告書 123P)</p>	
--	--	--

【(大項目)Ⅱ】	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		A			
(1) 冷暖房機の温度設定などの省エネルギー対策や所内 LAN の一層の活用によるコピー 代の縮減など、日常的な経費の削減に努める。さらに、年間使用予定分の消耗品等について一般競争契約等を活用することにより、退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。		H18	H19	H20	H21
(2) 事務手続きの簡素化の推進により、業務量の削減を図る。		A	A	A	A
(3) 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議 決定)を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて 5.0%以上の削減を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。					
(4) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。					

評価基準	実績	分析・評価
<p>【法人の長のマネジメント】 (リーダーシップを発揮できる環境整備) ・ 法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備され、実質的に機能しているか。</p> <p>(法人のミッションの役職員への周知徹底) ・ 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに、法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。</p>	<p>【リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況】 法人における予算・人事等の決定については、各部への権限の委任はしておらず理事長自らが行うこととしている。 法人の長のリーダーシップを発揮するための取組として、総予算額の2%程度の理事長裁量経費を設け、中期目標・中期計画の実現に向け、機動的・弾力的に運用している。 法人の長の補佐体制については、企画部長を兼務している理事の役割がある。理事は企画部長を兼ねるとともに、教育支援部、教育研修情報部、教育相談部、発達障害教育情報センター、総務部の業務について、適切な指導及び監督を行っている。</p> <p>【組織にとって重要な情報等についての把握状況】 組織にとって重要な情報等については、文部科学省と連絡を密にして政策的に重要な情報を把握するとともに、各都道府県教育委員会、教育センター、校長会等と連携協力することにより、現場における特別支援教育についての重要な情報の把握に努めている。</p> <p>【役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況*】 役職員に対するミッションの周知については、ミッションを掲載した研究所要覧を全職員に配付するとともに、職員研修等において、機会ある度に趣旨・内容の周知を徹底することなどにより、組織全体に浸透させている。</p>	<p>・総合調整会議における各業務部からの報告や企画部長を兼ねている理事による補佐など、法人運営に係る課題の把握体制は整備されており、法人の長のリーダーシップは発揮されているものと認められる。</p> <p>・関係機関との連携を図り、研究に関する教育現場のニーズの把握や研修に対する評価など、組織に必要な情報の把握に努めているものと認められる。</p> <p>・リスクマネジメントにおいて、特に、情報セキュリティの問題等が重要なので、着実な取組が求められる。</p>

<p>(組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、法人の規模や業種等の特性を考慮した上で、法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。 <p>(内部統制の現状把握・課題対応計画の作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の長は、内部統制の現状を的確に把握した上で、リスクを洗い出し、その対応計 	<p>法人の長と職員との意見交換の場としては、理事長が主宰し、理事・各部長・各上席総括研究員・各課長が構成員となっている総合調整会議を月2回開催し、それぞれの業務・事業担当に理事長としての意思を伝えるとともに、業務・事業担当からの意見を聴取するなどの取組を行っている。</p> <p>また、日常的に職員に対して積極的な声掛けを行うなどして、対話しやすい環境を作り出し意思の疎通を図っている。</p> <p>法人が抱えるリスク等の洗い出しを全職員が参加して行う取組については、毎週、部員全員が参加し開催する各部の部会において、業務・事業を遂行するための課題の洗い出しを行っている。また、結果は総合調整会議において各部長等から報告を行っている。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握*状況】</p> <p>組織全体で取り組むべき重要な課題の把握の状況については、毎週、部員全員が参加し開催する各部の部会において、担当の業務・事業を遂行するための課題を洗い出し、総合調整会議へ報告させることにより把握している。また、総合調整会議において、それらの課題を審議することによりリスクの選別・評価を行っている。</p> <p>【組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)に対する対応*状況】</p> <p>対応すべきリスクの選定とリスク対応計画について、全体のものは策定していないが、各部や各種会議での課題の検討、それらの総合調整会議への報告と同会議での審議、また、理事長への直接の相談等により、その都度リスクに対する対応を行っている。</p> <p>この中で、今回の東日本大震災の経験をふまえ、研修員の非常時における避難方法等について、よりわかりやすく明文化し、周知を図った。</p> <p>【未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応状況】</p> <p>中期計画において、設定した受講者数に対する参加率の数値目標が達成できなかった研究研修員制度については、教育研修情報部(23年度からは教育研修・事業部)を中心とした検討グループにより、要因の把握・分析を行い、今後の対応を検討している。</p> <p>【内部統制のリスクの把握状況】</p> <p>内部統制のリスクの把握状況については、理事長が主宰し、月2回開催している総合調整会議において各業務・事業担当と意思疎通を図ること、また、法人の長が日常的に職員に対して積極的な声掛けをするなどして、職員から積極的に研究所が抱える課題等について報告や相談・提言等が</p>	<p>・監事監査において、法人の長のマネジメントに関する監査を実施するとともに、役員会での意見交換も行われ、適切と認められる。</p>
---	---	---

<p>画を作成・実行しているか。</p> <p>【監事監査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事監査において、法人の長のマネジメントについて留意しているか。 ・ 監事監査において把握した改善点等について、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。その改善事項に対するその後の対応状況は適切か。 	<p>なされるようにすること、それに加え理事長直轄の組織である監査・コンプライアンス室は内部監査を実施し、その結果を理事長に報告することなどの取組により、内部統制のリスク等を把握するようにしている。</p> <p>【内部統制のリスクが有る場合、その対応計画の作成・実行状況】</p> <p>現在のところ、内部統制の大きなリスクは見あたらないため、特にそのことに対応した計画の作成・実行はしていない。</p> <p>【監事監査における法人の長のマネジメントに関する監査状況】</p> <p>監事監査において、法人の長のマネジメントに関する監査を実施しており、この監査に資するため役員会において法人運営についての意見交換を行うこととしている。</p> <p>【監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況】</p> <p>監事監査は、監事監査規程、監事監査実施基準に基づき実施しており、改善点等がある場合は法人の長に報告され、役員にも報告される。</p> <p>【監事監査における改善事項への対応状況】</p> <p>平成22年度の報告において改善点の指摘はなかった。</p>	
--	--	--

評価基準	実績	分析・評価																
<p>【総人件費改革への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。また、法人の取組は適切か。 	<p>【一般管理費・業務経費の対前年度増減】 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度予算</th> <th>22年度予算</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>208,718</td> <td>202,456</td> <td>▲3.0%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>864,880</td> <td>849,228</td> <td>▲1.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,073,598</td> <td>1,051,684</td> <td>▲2.0%</td> </tr> </tbody> </table>		21年度予算	22年度予算	削減割合	一般管理費	208,718	202,456	▲3.0%	業務経費	864,880	849,228	▲1.8%	合計	1,073,598	1,051,684	▲2.0%	<p>・対前年比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る目標は達成されている。</p>
		21年度予算	22年度予算	削減割合														
	一般管理費	208,718	202,456	▲3.0%														
	業務経費	864,880	849,228	▲1.8%														
	合計	1,073,598	1,051,684	▲2.0%														
<p>※退職手当、特殊要因を除いた当該年度の予算額である。</p> <p>【総人件費改革への対応】 (単位:千円)</p>	<p>・総人件費改革については、平成17年度比▲9.9%と目標である▲5%以上の改革が図られている。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>22年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費決算</td> <td>664,822</td> <td>577,902</td> </tr> <tr> <td>対17年度人件費削減率</td> <td>—</td> <td>▲13.1%</td> </tr> <tr> <td>対17年度人件費削減率(補正值)</td> <td>—</td> <td>▲9.9%</td> </tr> </tbody> </table>			17年度実績	22年度実績	人件費決算	664,822	577,902	対17年度人件費削減率	—	▲13.1%	対17年度人件費削減率(補正值)	—	▲9.9%	<p>・ラスパイレス指数は100%を下回っており、適正な給与水準にあると認められるが、引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくべきである。</p>				
		17年度実績	22年度実績															
人件費決算		664,822	577,902															
対17年度人件費削減率		—	▲13.1%															
対17年度人件費削減率(補正值)	—	▲9.9%																
<p>【ラスパイレス指数(平成22年度実績)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ラスパイレス指数が研究職で88.5%、事務・技術職員で94.3%(平成22年度) 役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。さらに、監事による監査及び評価委員会において報告しチェックを受けている。 	<p>・法定外福利費については、法令に基づく健康診断、空気環境測定に充てる費用であり、国と異なる諸手当は設けていないことから、問題は認められない。</p>																	
<p>【福利厚生費の見直し状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定外福利費については、レクレーションを実施していないことから、レクレーション経費の支出実績はない。法定外福利費の支出としては、労働安全衛生法に基づく健康診断、建築物における衛生的環境の確保に関する 																		

<p>【給与水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 <p>【諸手当・法定外福利費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。 	<p>る法律に基づく空気環境測定に係る経費を支出している。給与振込については国家公務員の給与振込に準じて1人1口座としている。なお、振込手数料は支払っていない。海外出張旅費については、航空機の利用について、特別な事情がある場合を除き役員のみビジネスクラスを最上位として利用できる旨、旅費規程で規定している。なお、平成22年度は役員の海外出張はない。さらに、職員については、国内外を問わず出張に際してパックプランを積極的に活用している。職員の諸手当については、国と異なる諸手当は設けていない。</p>	
--	---	--

評価基準	実績	分析・評価
<p>【契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切か。 ・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切か。 	<p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】</p> <p>①規程類</p> <p>契約方式等、契約に係る規程類については、国に準拠している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般競争入札における公告期間・公告方法(会計細則第 35 条) 2) 指名競争入札限度額(会計規程第 52 条) <p>なお、平成 22 年度においては一般競争の原則を踏まえ、指名競争入札の実績はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3) 包括的随契条項又は公益法人随契条項は、設定していない。 4) 予定価格の作成・省略に関する定め(会計規程第 56 条) 5) 総合評価方式・複数年契約(総合評価方式は、会計規程第 57 条第 2 項。複数年契約は、会計細則第 64 条) <p>なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった複数年契約については、対象となる契約の要件を示すようにした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6) 総合評価方式、企画競争及び公募の要領・マニュアル等 <p>平成 21 年 3 月 17 日付けで整備している。「総合評価落札方式活用の手引き」、「公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアル」</p> <p>なお、「独立行政法人における契約の適正化」で要請のあった総合評価落札方式における審査等の手続きについて、公平、公正かつ客観性を確保するため外部有識者の関与を必須事項とするよう「総合評価落札方式活用の手引き第三章IV技術審査」を改訂した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7) 再委託の把握措置 <p>政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 21 年 12 月 9 日政委第 35 号)」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第 58 条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 8) 一般競争入札の原則の堅持(再掲) <p>契約については、原則は一般競争入札とし、競争性のある契約は全て一般競争入札、または、企画競争により実施した。</p> <p>入札公告の研究所ホームページへの掲載に際しては、国の基準に合わせ公告期間を 10 日以上とするとともに、仕様書も併せて掲載することにより、多くの者が公告を閲覧、入札に参加できるように契約内容を分かり易いようにすることにより入札参加者の増を図った。</p> <p>また、一般競争入札等による調達が予定されると判明した段階で、調達予定情報として調達予定件名、選定の方式及び入札公告予定時期をWebサイトで四半期毎に公表し多くの者が契約に関する情報を閲覧できるように情報提供を行った。</p> <p>さらに、同じく平成 21 年度から内部統制の強化を図るため、業務監査の一環として全ての起案文書について、監査・コンプライアンス室への合議を行い、業務及び財政の適切な執行を図るとともに、コンプライアンスについての職員研修を行い、全職員へ周知し推進した。</p>	<p>・契約に関する規程類は、国に準拠していることから、問題は認められない。</p>

<p>【随意契約等見直し計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「随意契約等見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況は適切か。 【個々の契約の競争性、透明性の確保】 ・再委託の必要性等について、契約の競争性、透明性の確保の観点から適切か。 ・一般競争入札等における一者応札・応募の状況はどうか。その原因について適切に検証されているか。また検証結果を踏まえた改善方策は妥当か。 	<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき、平成 21 年 12 月 14 日付けで契約監視委員会を設置し、契約状況に関し点検・見直しを行い、契約について指摘事項はなく適切である評価を受けた。</p> <p>9) マイレージの取扱い</p> <p>財務省による平成 21 年度予算執行調査等の結果を踏まえ、出張に係る経費削減に資する観点から、運営費交付金及び競争的資金による出張の際のマイレージについての取扱いに関する基本方針を平成 21 年 12 月 15 日付けで定め、業務出張により取得したマイレージを私的に使用するのではなく、業務上の出張に活用することとした。</p> <p>② 随意契約見直し計画の実施・進捗状況</p> <p>平成 22 年度に平成 20 年度契約実績を基に随意契約見直し計画を策定し、研究所ホームページで公表した。</p> <p>③ 個々の契約</p> <p>平成 21 年 12 月 14 日付けで外部有識者(公認会計士)を含む契約監視委員会を設置し、研究所において発注した物品・役務・工事等に係る契約についての審査と契約の適正化について委員会を開催し、平成 22 年度契約状況の点検・見直しを実施した。</p> <p>その結果、契約について指摘事項はなく適切である評価を受けたが、一般競争における 1 者応札などの対応について助言があり改善に取り組んでいるところである。</p> <p>なお、平成 20 年度から公認会計士の資格をもつ外部の者を監事監査の補助職員として、監事監査を実施しているが、平成 22 年度においても同様に実施した。</p> <p>【執行体制】</p> <p>【審査体制】</p> <p>法人のコンプライアンス推進体制の整備として、監査・コンプライアンス室を設置し、すべての起案文書について、監査・コンプライアンス室において審査を実施している。</p> <p>【契約監視委員会の審議状況】</p> <p>平成 21 年 12 月 14 日付けで外部有識者(公認会計士)を含む契約監視委員会を設置し、研究所において発注した物品・役務・工事等に係る契約についての審査と契約の適正化について委員会を開催し、平成 22 年度契約状況の点検・見直しを実施した。</p> <p>その結果、契約について指摘事項はなく適切である評価を受けたが、一般競争における 1 者応札などの対応について助言があり改善に取り組んでいるところである。</p> <p>なお、平成 20 年度から公認会計士の資格をもつ外部の者を監事監査の補助職員として、監事監査を実施しているが、平成 22 年度においても同様に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約監視委員会の開催状況 ア) 構成 監事 2 名、外部有識者(公認会計士) 1 名 イ) 開催状況 第 1 回 平成 22 年 12 月 16 日 第 2 回 平成 23 年 3 月 25 日 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の契約については、競争性・透明性の確保に努め、随意契約の見直しが進められていると認められ、また、一者応札についても、原因の把握や入札方法の改善等の取組が進められ契約監視委員会が適切に機能していると認められる。
---	--	---

【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】

	①平成 20 年度実績		②見直し計画 (H22 年 4 月公表)		③平成 22 年度実績		②と③の比較増減 (見直し計画の進捗状況)	
	件数	金額 (千円)	件	金額 (千円)	件	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性ある契約	24	107,771	26	123,391	27	154,278	1	30,887
競争入札	21	100,974	25	122,259	25	142,109	0	19,850
企画競争、公募等	3	6,797	1	1,132	2	12,168	1	11,036
競争性のない随意契約	6	29,058	4	13,439	5	20,316	1	6,877
合計	30	136,829	30	136,829	32	174,594	2	37,764

【原因、改善方策】

競争性のある契約(企画競争、公募)について1件増加しているが、これは、Web サイトのリニューアルについて企画競争を実施したことによるものである。

競争性のない随意契約について1件増加しているが、これは、特別支援教育に関する情報普及事業の充実を図るために、拡大教科書を購入したが、教科用図書については地域毎に教科書供給会社が決められていることによるものである。

【再委託の有無と適切性】

政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 21 年 12 月 9 日政委第 35 号)」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第 58 条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。

再委託は下記 2 件あり、ともに会計細則第 58 条に基づき審査を行い承認した。

・「電子複写機賃貸借及び保守」契約について、保守については請負者の出資 100%の販売会社を実施

・「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 Web サイトリニューアル業務」契約について、導入済みのサーバーを管理している企業及び Web サイト移行に適した CMS を保持している企業が実施。

【一者応札・応募の状況】

	①平成 20 年度実績		②平成 22 年度実績		①と②の比較増減	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	24	107,771	27	154,278	3	46,507
うち、一者応札・応募となった契約	3	6,773	5	26,167	2	19,394
一般競争契約	21	100,974	25	142,109	4	41,135
指名競争契約	0	0	0	0	0	0
企画競争	1	3,775	1	11,029	0	7,254
公募	2	3,022	1	1,139	▲1	▲1,883
不落随意契約	0	0	0	0	0	0

【原因、改善方策】

入札終了後に、入札に参加しなかった業者に聞いたところ、「社内の都合による」が主な回答であった。

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については真にやむを得ないものに限るとともに、一者応札・一者応募については①入札参加要件の緩和(必要最小限の競争参加資格の等級とした。)、② 詳細な調達情報の提供(調達予定をあらかじめホームページに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をホームページに掲載)、③ 十分な公告期間の確保(一般競争入札の公告期間を国の基準に合わせて 10 日以上に変更する規程の改正を行った。)等の見直しを行った。

【一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性】

入札参加要件は、必要最小限の競争参加資格の等級としており、制限的な応札条件は設定していない。

【関連法人の有無】

なし

【関連法人】

・法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具

<p>体的に明らかにされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。 		
--	--	--

評価基準	実績	分析・評価
<p>【実物資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直し状況及び結果は適切か。 見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されているか(取組状況や進捗状況等は適切か)。 <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産の活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その理由は妥当か。 実物資産の管理の効率化及び自己収入の 	<p>【実物資産の保有状況】</p> <p>① 実物資産の名称と内容、規模</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟 (9,344 m²) 国立特別支援教育総合研究所研修棟 (1,345 m²) 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟 (3,435 m²) 国立特別支援教育総合研究所職員研修館 (131 m²) <p>② 保有の必要性(法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立特別支援教育総合研究所研究管理棟・センター棟: 本研究所の本部業務、研究活動に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修棟: 本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所研修員宿泊棟: 本研究所の実施する研修事業に必要な施設である。 国立特別支援教育総合研究所職員研修館: 職員研修館を保有する必要性については検討しており、当初は平成 23 年度中に結論を出す予定であったが、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから、その時期については別途状況を見ながら判断する。 <p>③ 有効活用の可能性等の多寡</p> <p>④ 見直し状況及びその結果</p> <p>⑤ 処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況</p> <p>⑥ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況</p>	<p>分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 実物資産は、研究所の業務である研究、研修、教育相談、情報普及等の業務に必要な資産を有している。 リエゾンオフィスの見直しを行ったことは、閣議決定内容の早期の履行に当たると認められる。 職員研修館については、震災対応の避難施設として登録されているが、並行してその見直しについて検討を進めていく必要がある。 引き続き、保有する財産の必要性について不断の見直しを行うことが求められる。

<p>向上に係る法人の取組は適切か。</p> <p>【金融資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切か。 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状 	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、「職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。」「リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。」こととされている。</p> <p>職員研修館を保有する必要性については検討をしており、当初は平成23年度中に結論を出す予定であったが、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから、その時期については別途状況を見ながら判断することとしている。</p> <p>平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、学術総合センターに集約化済みである。このことにより賃貸借料等を約100万円程度縮減できる見込みである。</p> <p>⑦ 活用状況が不十分な実物資産の有無とその理由</p> <p>職員研修館：近隣の宿泊施設の増加や立地の利便性(食事場所がない、足場が悪いなど)、建物の老朽化等から、積極的に利用する者はほとんどなく、また、一般への貸出も行っていない</p> <p>⑧ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組</p> <p>保有資産の有効活用、自己収入の増大を図るため、資産貸付料収入の見直し、出版権の設定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産貸付料については、研修棟研修室の利用料等について、不動産鑑定士による評価をもとに、平成22年度中に改訂を行った。 平成22年度資産貸付料収入：7,615千円 出版権の設定については、研究成果のうち教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめたものを出版社と出版契約を結んで、印刷部数に応じた収入を得ている。 平成22年度出版権収入：5,164千円 <p>【金融資産の保有状況】</p> <p>金融資産については、平成22年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融資産の名称と内容、規模 保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性) 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 	<p>・金融資産の運用は行っていないことから、問題は認められない。</p>
---	---	---------------------------------------

<p>況等は適切か。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の運用状況は適切か。 ・ 資金の運用体制の整備状況は適切か。 ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任が十分に分析されているか。 <p>(債権の管理等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。 ・ 回収計画の実施状況は適切か。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われているか。 ・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。 <p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p>	<p>④ 金融資産の売却や国庫納付等の取組状況／進捗状況</p> <p>【資金運用の実績】</p> <p>金融資産については、平成 22 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等)の有無とその内容】</p> <p>なし。</p> <p>【資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容】</p> <p>なし。</p> <p>【資金の運用体制の整備状況】</p> <p>金融資産については、平成 22 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【資金の運用に関する法人の責任の分析状況】</p> <p>資金を運用していない。</p> <p>【貸付金・未収金等の債券と回収の実績】</p> <p>平成 23 年 6 月末までに、全て回収予定である。</p> <p>【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】</p> <p>なし。少額の未収金であり、毎年 6 月末頃までに、回収が完了するため、計画は定めていない。</p> <p>【回収計画の実施状況】</p> <p>【貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組】</p> <p>【貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合】</p> <p>【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無とその内容】</p> <p>【知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況】</p> <p>知的財産については、特許権は保有していないが、研究成果刊行物の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未収金は回収の見込みが立っており、問題は認められない。 ・知的財産については、特許等の保有はないものの体制は
---	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況は適切か。 ・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切か。 <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況は適切か。 ・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切か。 	<p>著作権については出版社と出版契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。</p> <p>平成 22 年度の著作権収入は 5,164 千円であった。</p> <p>【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況】</p> <p>現在、整理を行うこととなっている知的財産はない。</p> <p>【出願に関する方針の有無】</p> <p>本研究所は、これまで特許出願の実績はなく、また、多数の申請も見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> <p>【出願の是非を審査する体制整備状況】</p> <p>本研究所に発明委員会を組織し、同委員会において、職務発明等に係る知的財産の管理等を行うこととしている。</p> <p>【活用に関する方針・目標の有無】</p> <p>本研究所は、これまで特許出願の実績はなく、また、多数の申請も見込まれていないため、活用に関する計画方針は定めていない。</p> <p>【知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況】</p> <p>本研究所に発明委員会を組織し、同委員会において、職務発明等に係る知的財産の管理等を行うこととしている。</p> <p>【実施許諾に至っていない知的財産について】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原因・理由 ② 実施許諾の可能性 ③ 維持経費等を踏まえた保有の必要性 ④ 保有の見直しの検討・取組状況 ⑤ 活用を推進するための取組 	<p>整備されているものと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権収入を得ており、研究成果の管理運用が行われていると認められる。
---	--	--

評価基準	実績	分析・評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な財産の処分に関する計画は有るか。ある場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められているか。 	<p>【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>重要な財産の処分に関する計画はない。</p>	

【(大項目)Ⅲ】	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画	【評定】 A			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】		H18	H19	H20	H21
		A	A	A	A
評価基準	実績				分析・評価
【収入】	【平成 22 年度収入状況】 (単位:千円)				<p>・施設整備費については、不用による減であり、予算計画通りの収入を得ており、問題は認められない。</p> <p>・支出状況については、予算の範囲内であり、問題は認められない。</p>
	収入	予算額	決算額	差引増減額	
	運営費交付金	1,138,263	1,138,263	0	
	21 年度運営費交付金	205,063	205,063	0	
	施設整備費補助金	47,508	32,025	▲15,483	
	寄附金収入	0	1,800	1,800	
	雑収入	3,485	12,813	9,328	
	受託収入	7,443	7,443	0	
	計	1,401,762	1,397,408	▲4,354	
【支出】	【平成 22 年度支出状況】 (単位:千円)				
	支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
	一般管理費	430,403	216,730	213,673	
	うち、人件費	183,664	130,605	53,059	
	うち、その他管理費	246,739	86,125	160,614	
	事業経費	916,408	1,052,903	▲136,495	
	うち、人件費	630,059	573,036	57,023	
	うち、事業費	286,349	479,867	▲193,518	
	施設費	47,508	32,025	15,483	

寄附金	1,800	1,000	800	
受託事業等	7,443	7,443	0	
計	1,403,563	1,310,102	93,461	

【主な増減理由】

【収支計画】

【平成 22 年度収支計画】 (単位:千円)

区分	計画額	実績額	差引増減額
費用の部	1,141,748	1,223,194	81,446
収益の部	1,141,748	1,310,601	168,853

【主な増減理由】

実績額は繰越した平成 21 年度運営費交付金を含めた予算額の実績となっている。

【資金計画】

【平成 22 年度資金計画】

区分	計画額	実績額	差引増減額
資金支出	1,189,256	1,310,102	120,846
資金収入	1,189,256	1,397,408	208,152

【主な増減理由】

22 年度実績は、上記同様に平成 21 年度運営費交付金残額及び自己収入実績額を含めた額となっている。

【財務状況】

(当期総利益(又は当期総損失))

・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要

【当期総利益(当期総損失)】

当期総利益(平成 22 年度) 87,407 千円

【当期総利益(又は当期総損失)の発生要因】

・ 当期総利益の発生要因は明らかにされており、法人の業務運営に、問題は認められない。

・ 繰越欠損金は発生しておらず、問題は認められない。

<p>因が明らかにされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。 <p>(利益剰余金(又は繰越欠損金))</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画は妥当か。 <p>※解消計画がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか。さらに、当該計画に従い解消が進んでいるか。 <p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析が行われているか。 	<p>平成 22 年度は第 2 期中期目標の期間の最後の事業年度のため、運営費交付金債務 78,049,090 円を運営費交付金収益に振り替えたことが主な要因である。</p> <p>【利益剰余金】 利益剰余金(平成 22 年度) 123,961 千円</p> <p>【繰越欠損金】 なし。</p> <p>【解消計画の有無とその妥当性】 なし。(繰越欠損金が生じていないため。)</p> <p>【解消計画に従った繰越欠損金の解消状況】</p> <p>【解消計画が未策定の理由】 繰越欠損金が生じていないため。</p> <p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】 平成 22 年度は、第 2 期中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務は発生していない。</p> <p>【業務運営に与える影響の分析】</p>	
--	--	--

(短期借入金の限度額)		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 限度額2億円 短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。		-			
		H18	H19	H20	H21
		-	-	-	-
評価基準	実績	分析・評価			
・短期借入金はあるか。有る場合は、その額及び必要性は適切か。	【短期借入金の有無及び金額】 なし 【必要性及び適切性】	・短期借入金はないため、評価の対象としていない。			

【(大項目)Ⅳ】 IV 外部資金導入の推進		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努めるものとする。		A			
		H18	H19	H20	H21
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
(22年度計画) 競争的資金について、採択の向上に努めるとともに、施設利用料、寄附金、間接経費・受託収入等の収入について、目標額の確保に努め、経営の効率化を図る。 目標額: 12,700千円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 科学研究費補助金については、新規 15 課題、継続 7 課題の計 22 課題を申請した結果、新規 4 課題を含む 11 課題において直接経費 15,900 千円が交付された。(事業報告書 133P) ○ 寄附金については、平成 22 年度 3 件 1,800 千円であった。(平成 21 年度は 1 件 30,000 千円) なお、800 千円の寄附金は、預り寄附金として受け入れ、今後の研究の充実に充てることとしている。(事業報告書 134P) ○ 受託事業については、平成 22 年度 1,500 千円であった。(平成 21 年度は 572 千円)内訳は以下のとおりである。 ・日本学術振興会からの委託事業、「教育学・心理学分野に関する学術動向の調査研究」 1,500 千円 (事業報告書 134P) ○ 独立行政法人整理合理化計画をうけて設定した平成 21 年度の目標額 12,700 千円に対し、実績は 22,056 千円であり、目標額を上回ることができた。(事業報告書 134P) 	・自己収入に係る目標額は達成されている。			

【(大項目)Ⅴ】 V 会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 —		A			
		H18	H19	H20	H21
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
(22年度計画) 会計処理システムによる適正な財務管理・運営を実施する。	平成 22 年度においても引き続き、会計システムの帳票類データを整理・再編成してエクセルファイルとして出力することで決算事務の業務量を削減した。(事業報告書 135P)	・会計処理システムによる決算事務の業務量の削減が図られるなど、適切に機能していると認められる。			

【(大項目)VI】 VI 剰余金の使途		【評定】			
【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。		—			
		H18	H19	H20	H21
		—	—	—	—
評価基準	実績	分析・評価			
<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金は有るか。有る場合はその要因は適切か。 目的積立金は有るか。有る場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活用されているか。 	<p>【利益剰余金の有無及びその内訳】 平成 22 年度の利益剰余金は 123,960,794 円と、前年度比 87,407,141 円増(239.1%増)となっている。</p> <p>【利益剰余金が生じた理由】 平成 22 年度は第 2 期中期目標の期間の最後の事業年度のため、当期総利益は 87,407,141 円が利益剰余金となったことが主な要因である。</p> <p>【目的積立金の有無及び活用状況】 なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究の高度化高品質化のための経費に充当する目的積立金を有していないことから、評価の対象としていない。 			

【(大項目)】	Ⅷ その他、主務省令で定める業務運営に関する重要事項	【評定】			
<p>【法人の達成すべき目標(計画)の概要】</p> <p>(1)筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携の下に、自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実的研究を行うこととする。</p> <p>(2)施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交流活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおりである。</p> <p>(3)人事に関する計画</p> <p>① 方針 研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交流活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。</p> <p>② 人員に係る指標 常勤職員については、その職員数の抑制を図る。</p>		A			
		H18	H19	H20	H21
		A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価			
<p>【施設及び整備に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設及び整備に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 <p>【人事に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事に関する計画は有るか。有る場合は、当該計画の進捗は順調か。 人事管理は適切に行われているか。 <p>【中期目標期間を超える債務負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間を超える債務負担は有るか。有る場合は、その理由は適切か。 	<p>【施設及び整備に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した所内の受水槽、高架水槽等の更新を2月下旬に完了した。 <p>【人事に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤職員の削減状況 平成22年1月1日:72人→平成23年1月1日:70人(2.8%減) 常勤職員、任期付職員の計画的採用状況 常勤の研究職員については、研究・研修に必要な障害種別等のバランス等を考慮して、欠員の補充等を行っている。 危機管理体制等の整備・充実に関する取組状況 研究所災害対策本部において、災害発生時の避難誘導體制の整備や必要となる物資の確認等を行った。 <p>【中期目標期間を超える債務負担とその理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子計算機の賃貸借契約について、その期間を平成19年12月から平成24年11月までの5年間とする中期目標期間を超える債務負担契約を行っている。これは、電子計算機の賃貸借契約において複数年契約が 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の施設整備は計画通りに完了している。 研究職員の障害種別のバランスの確保など、研究・研修に必要な人員の確保が行われており、人事管理は適切に行われていると認められる。 中期目標期間を超える債務負担について、合理的な理由がある。 			

<p>【積立金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金の支出は有るか。有る場合は、その使途は中期計画と整合しているか。 <p>(22 年度計画)</p> <p>(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携</p> <p>国として、喫緊かつ重大な課題である特別支援学校等における自閉症の教育研究に資するため、筑波大学の基礎研究と本研究所の実際的な研究との密接な協力を推進する。</p> <p>① 自閉症に関する研究における連携・協力</p> <p>② 自閉症セミナーの共催及び研究協議会への参画</p>	<p>一般的であり、かつ、複数年契約とする方が契約金額が廉価となるためである。</p> <p>【積立金の支出の有無及びその使途】</p> <p>なし。</p> <p>○ これまでの教育研究における協力の成果を踏まえ、「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」について、筑波大学附属久里浜特別支援学校との共同開催で実施し、約 200 名の参加を得た。(事業報告書 135P)</p> <p>○ 第三期特別支援教育専門研修の重点選択プログラム「①知的発達遅れを伴う自閉症」(平成 23 年 2 月 4 日～10 日)について、当研究所の研究職員と久里浜特別支援学校の教員とで事前協議を行うとともに、当研究所の研究職員が学級へのコンサルテーションを行った。それらを踏まえて、筑波大学附属久里浜特別支援学校における授業改善と担当教員との協議を取り入れるなど、研修プログラムを共同で実施した。(事業報告書 135P)</p>	<p>・「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」の共同開催や研修プログラムの共同実施など、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携が行われているものと認められる。</p>
--	--	--